

八 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>五の二 組合契約出資持分 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利をいう。</p> <p>ロ 外国組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利をいう。</p> <p>五の三 (略)</p> <p>六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ、第五号及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ、第四号の二ロ及び第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>八〇十三 (略)</p> <p>十四 引受人 法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。</p> <p>十五〇十八 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五の二 (略)</p> <p>六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ及び第四号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>八〇十三 (略)</p> <p>十四 引受人 法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。</p> <p>十五〇十八 (略)</p>

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二 発行登録目論見書 法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、発行登録書又は訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号及び第十九号の四に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十九の三 発行登録仮目論見書 法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、発行登録書又は訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであって、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の四 発行登録追補目論見書 法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。

十九 届出仮目論見書 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による目論見書をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条に

おいて準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項（法第二十

七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。

二十～二十三 （略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二～六 （略）

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出す

（新設）

（新設）

二十～二十三 （略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二～六 （略）

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出す

る有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

一（五）（略）

五の二 内国組合契約出資持分 第三号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第三号の三様式

六（略）

2・3（略）

（開示が行われている場合）

第八条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

る有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

一（五）（略）

（新設）

（新設）

六（略）

2・3（略）

（開示が行われている場合）

第八条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)(の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。))が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〜五 (略)

五の二 内国組合契約出資持分 第六号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第六号の三様式

六 (略)

2・3 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書(法第二

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)(の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。))が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〜五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

2・3 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書(法第二

十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第十一条の二 法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、国内投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第七号の四様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、国内投資証券の発行者にあつては第四号の三の様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の様式により有価証券届出書を作成することができる。

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、国内投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書

十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

を提出しようとする場合には、法第五条第四項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の様式、外国投資証券の発行者にあつては第七号の様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この項において同じ。（）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の

提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）（以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額）（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年）（以下この項において「算定基準年」という。）（の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額）（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、一年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

三 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

四 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

五 一の指定格付機関により、当該者が既に発行した内国投資証券又は外国投資証券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この号において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した内国投資証券若しくは外国投資証券又はその募集若しくは売出しに關し法第四条第一項に規定する届出をしようとする内国投資証券若しくは外国投資証券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及びハからハまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類（第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。）については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の四の二様式及び第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）
 - イ（略）
 - ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し
- ハ〜ヘ（略）
- 二 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書
 - イ 前号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）
 - ロ 前号ロからへまでに掲げる書類
- 三 第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書
 - イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
 - ロ 第一号ロからへまでに掲げる書類
- ハ 当該有価証券届出書の提出者が第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類
- 二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨

内容のものである場合には、これを除く。

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合
 - イ（略）
 - ロ 第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により記載内容を省略した目論見書を使用する場合における当該目論見書
- ハ〜ヘ（略）

（新設）

（新設）

時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出するときにはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ 外国投資法人の状況を的確かつ簡明に説明した書面

四 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 第一号イから八に掲げる書類

五 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロから八までに掲げる書類

六 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロから八までに掲げる書類

八 当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる

二 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合 前号イから八に掲げる書類

（新設）

（新設）

要件を満たしていることを示す書類

二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出するときにはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。

当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第四号の四様式第四部、第

- 一 国内投資信託受益証券 第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 三 国内投資証券
 - イ 第四号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項
 - ロ 第四号の三の二様式第一部から第四部までに掲げる事項
 - ハ 第四号の三の三様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 四 外国投資証券
 - イ 第四号の四様式第一部及び第二部に掲げる事項
 - ロ 第四号の四の二様式第一部から第四部までに掲げる事項
 - ハ 第四号の四の三様式第一部から第四部までに掲げる事項
- 五 外国貸付債権信託受益証券 第五号様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 六 国内資産流動化証券 第五号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 七 外国資産流動化証券 第五号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 八 国内資産信託流動化受益証券 第五号の四様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 九 外国資産信託流動化受益証券 第五号の五様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 十 貸付債権信託受益権 第六号様式第一部及び第二部に掲げる事項

五号様式第三部、第五号の三様式第四部、第五号の四様式第四部、第五号の五様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

十一 国内組合契約出資持分 第六号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項

十二 外国組合契約出資持分 第六号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項

十三 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 法第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書(次条第一項第一号ロにおいて「詳細情報を記載した目論見書」という。)は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

ハ 当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

(新設)

二 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十二条第一項第三号八及び二に掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロからホまでに掲げる事項

2 前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に依り、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

（新設）

- イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨
- ロ 詳細情報を記載した目論見書は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ハ 当該特定有価証券が外国通貨によつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨
- ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨
- ホ 前条第一項第一号ホに掲げる事項
- 二 届出仮目論見書
 - イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨
 - ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨
 - ハ 前号ロからホまでに掲げる事項
- 2 前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

ならない目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第四号様式第三部に掲げる事項
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第三部に掲げる事項
- 三 内国投資証券 第四号の三様式第三部に掲げる事項
- 四 外国投資証券 第四号の四様式第三部に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければ
ならない目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 届出目論見書

第十六条 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

- 一 募集(売出)要項に関する事項
- 二 ファンド、信託財産、管理資産又は特定信託財産の状況に関する事項
- 三 発行者の概況に関する事項
- 四 その他の関係法人の概況に関する事項

2 前項各号に掲げる事項の内容は、要約して記載することができる。

3 前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであってはならない。

(新設)

- イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、
法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場
合には、当該届出がその効力を生じている旨
 - ロ 当該特定有価証券が外国通貨によつて表示されるものである
場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある
旨
 - ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権
信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場
合には、その旨
 - 二 届出仮目論見書
 - イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し
、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている
場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていな
い旨
 - ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われる
ことがある旨
 - ハ 前号ロ及びハに掲げる事項
 - 2 前項各号に掲げる事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表
紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。
- (既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなけれ
ばならない目論見書の特記事項)
- 第十六条の三 法第十三条第二項第一号ロ に規定する内閣府令で定
めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に

(新設)

定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の届出が行われていない旨

ロ 当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動に伴い影響を受けることがある旨

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

2 前項各号に掲げる事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(発行価格等の公表の方法)

第十七条 法第十五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙

(目論見書の特記事項)

第十七条 特定有価証券の発行者が作成する目論見書につき、法第十三条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

並びに国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙（次号において「日刊新聞紙」という。）のうち一以上に掲載する方法

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又は引受証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあっては、その特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が経過するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

一 届出目論見書

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 当該特定有価証券に関して開示が行われている場合（法第四條第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四條第一項又は第二項の届出が行われていない旨

ハ 当該有価証券が外国通貨によつて表示されるものである場合には、外国為替相場等の変動に伴い所有者に損益が発生する旨

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ 当該仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

二 前号八に掲げる事項

三 法第十三條第三項（法第二十七條において準用する場合を含む）

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は
売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号
に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により
発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない

- 一 国内投資証券 第十五号様式
- 二 外国投資証券 第十六号様式

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用
する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める書類(次条におい
て「添付書類」という。)(は、次の各号に掲げる発行登録書の区分

。)(の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見
書

イ 前号に掲げる事項

ロ 当該仮目論見書は法第十三条第三項又は法第二十七条におい
て準用する法第十三条第三項の規定により省略し、又は要約し
て記載されている旨

ハ 当該特定有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第

一 号に規定する目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

2 前項各号に掲げる事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見や
すい箇所に記載しなければならない。

(目論見書の交付を要しない場合)

第十八条 法第十五条第二項(法第二十七条において準用する場合を
含む。)(に規定する内閣府令で定める場合は、発行者、有価証券の
売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又
は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家(法第二条第三
項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)(に取得さ
せ、又は売り付ける場合(当該適格機関投資家から当該目論見書の
交付を求められた場合を除く。)(とする。

(新設)

- に^レ応じ、当該各号に掲げる書類とする。
- 一 第十五号様式により作成した発行登録書
 - イ 規約(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)
 - ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面
 - ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の 又は に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)
 - ニ 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。
 - 三 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
 - 二 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
 - 二 第十六号様式により作成した発行登録書
 - イ 前号イから八までに掲げる書類
 - ロ 当該発行登録書に記載された当該発行者(当該発行登録書を提出する外国投資証券の発行者をいう。以下この号及び次項において同じ。)(の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有

する者であることを証する書面

ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

二 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十五号様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十五号の二様式により作成した発行登録書

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 当該特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

3 第一項第二号イからニまで及び前項第二号イから八までに掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は

、次の各号に掲げるものとする。

一 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなったこと。

二 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)(は

、内国投資証券の発行者にあつては第十七号様式、外国投資証券の発行者にあつては第十八号様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 発行予定額の増額

二 発行予定期間の変更

三 有価証券の種類の変更

(発行登録に係る発行予定期間)

第十八条の四 法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

(新設)

(新設)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、内国投資証券の発行者にあつては第十九号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十号様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

（発行登録追補書類の記載内容等）

第十八条の六 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、内国投資証券の発行者にあつては第二十一号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十二号様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十八条の七 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあつては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- い。
- 2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。
- 一 内国投資証券の発行者
- イ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し
- ロ 当該特定有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書
- 二 外国投資証券の発行者
- イ 前号イ又はロに掲げる書類
- ロ 当該特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書
- ハ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面
- 3 前項第一号イ又はロに掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
- 4 第六条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合について準用する。
- 5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の又はに規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

八 投資法人の概況についての確かつ簡明に説明した書面

(新設)

二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 前号イから八までに掲げる書類

ロ 当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する外国投資証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書

2 前項第二号イからニまでに掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ 当該発行登録目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じている旨

ロ 当該発行登録目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参照すべき旨記載された参照情報が新たに

（新設）

差し替わることがある旨

ハ 当該特定有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付する旨

ニ 当該特定有価証券が外国通貨をもって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

ヘ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次の 又は に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。

当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ト 事業内容の概要及び主要な経営指標の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 発行登録仮目論見書

イ 当該発行登録仮目論見書に係る特定有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じていない旨

ロ 当該発行登録仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがある旨

ハ 前号八からトまでに掲げる事項

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次の又は に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。

当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ロ 第一号ニからトまでに掲げる事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第

二号ハ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）、同項第

三号イ及び同号ロ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。

()に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきもの

を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～五 (略)

五の二 内国組合契約投資持分 第九号の二様式

五の三 外国組合契約投資持分 第九号の三様式

六 (略)

とされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社又は証券仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 国内投資証券、外国投資証券、資産流動化証券及び組合契約出資持分並びに特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するもの 当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4～7 (略)

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 国内投資証券、外国投資証券及び資産流動化証券並びに特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するもの 当該有価証券の発行者の事業年度

二 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4～7 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 五 (略)

五の二 内国組合契約投資持分 第十二号の二様式

五の三 外国組合契約投資持分 第十二号の三様式

六 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しな

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しな

ればならない。

一～三 (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。(において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(三月に満たない場合は三月とすることができる。)(が到来した場合)当該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)(に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)(において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

ればならない。

一～三 (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。(において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合)当該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)(に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)(において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しにより取得させ、又は売り付けようとする

期間が経過した後においては、第一号八又は二に掲げる方法に代えて、目論見書被提供者から目論見書の閲覧の請求があった場合に次に掲げるいずれかの方法によりすみやかに交付する方法

イ 第一号イに掲げる方法

ロ 第二号に掲げる方法

ハ 記載事項を書面に出力し当該書面を交付する方法

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、八及び二並びに同項第三号イに規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 五 (略)

4 6 (略)

(削る)

(新設)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、八及び二に規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 五 (略)

4 6 (略)

(仮目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十二条の三 前条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項の規定による目論見書に記載された事項の提供について準用する。

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)(において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)(を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)(において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の準用)

第三十二条の四 第三十二条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)(は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)(において同条第一項を準用する

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の四 法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)(において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)(を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)(において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)(に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の準用)

第三十二条の四の二 第三十二条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)(は、法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)(において同条第一項を準用

場合について準用する。この場合において、第三十二条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後」と読み替えるものとする。

する場合について準用する。この場合において、第三十二条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後」と読み替えるものとする。

八 特定価値証券の取扱いの関しに関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国貸付債権信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国貸付債権信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、貸付債権信託受益権の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、貸付債権信託受益権の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】(2) _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p> 【組合等の名称】 _____</p> <p> 【内国組合契約出資持分の形態等】 _____</p> <p> 【発行(売出)数】 _____</p> <p> 【発行(売出)価額の総額】 _____</p> <p> 【発行(売出)価格】 _____</p> <p> 【申込手数料】(3) _____</p> <p> 【申込単位】 _____</p> <p> 【申込期間】 _____</p> <p> 【申込証拠金】 _____</p> <p> 【申込取扱場所】(4) _____</p> <p> 【払込期日】 _____</p> <p> 【払込取扱場所】(5) _____</p> <p> 【その他】 _____</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)</p> <p> 【組合等の名称】 _____</p> <p> 【内国組合契約出資持分の形態等】 _____</p> <p> 【発行(売出)数】 _____</p> <p> 【発行(売出)価額の総額】 _____</p> <p> 【発行(売出)価格】 _____</p> <p> 【申込期間】 _____</p> <p> 【申込証拠金】 _____</p>	<p>(新設)</p>

【払込期日】

【払込取扱場所】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

(3) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(4) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(5) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第三号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】(2) _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p> 【組合等の名称】 _____</p> <p> 【外国組合契約出資持分の形態等】 _____</p> <p> 【発行(売出)数】 _____</p> <p> 【発行(売出)価額の総額】 _____</p> <p> 【発行(売出)価格】 _____</p> <p> 【申込手数料】(3) _____</p> <p> 【申込単位】 _____</p> <p> 【申込期間】 _____</p> <p> 【申込証拠金】 _____</p> <p> 【申込取扱場所】(4) _____</p> <p> 【払込期日】 _____</p> <p> 【払込取扱場所】(5) _____</p> <p> 【その他】 _____</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)</p> <p> 【組合等の名称】 _____</p> <p> 【外国組合契約出資持分の形態等】 _____</p> <p> 【発行(売出)数】 _____</p> <p> 【発行(売出)価額の総額】 _____</p> <p> 【発行(売出)価格】 _____</p> <p> 【申込期間】 _____</p> <p> 【申込証拠金】 _____</p>	<p>(新設)</p>

【払込期日】

【払込取扱場所】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

(3) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(4) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(5) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p> 【ファンドの名称】 【内国投資信託受益証券の形態等】(4) 【発行(売出)価額の総額】(5) 【発行(売出)価格】(6) 【申込手数料】(7) 【申込単位】(8) 【申込期間】 【申込取扱場所】(9) 【払込期日】 【払込取扱場所】(10) 【振替機関に関する事項】 【その他】(11)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p> 1【ファンドの性格】 【ファンドの目的及び基本的性格】(12) 【ファンドの仕組み】(13)</p> <p> 2【投資方針】 【投資方針】(14) 【投資対象】(15) 【運用体制】(16) 【配分方針】(17) 【投資制限】(18)</p> <p> 3【投資リスク】(19)</p> <p> 4【手数料等及び税金】(20) 【申込手数料】(21) 【換金(解約)手数料】(22) 【信託報酬等】(23)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p> 【ファンドの名称】 【内国投資信託受益証券の形態等】(4) 【発行(売出)数】(5) 【発行(売出)価額の総額】(6) 【発行(売出)価格】(7) 【申込手数料】(8) 【申込単位】 【申込期間】 【申込取扱場所】(9) 【払込期日】 【払込取扱場所】(10) 【振替機関に関する事項】 【その他】(11)</p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p> 1【ファンドの性格】 【ファンドの目的及び基本的性格】(12) 【ファンドの沿革】(13) 【ファンドの仕組み】(14)</p> <p> 2【投資方針】 【投資方針】(15) 【投資対象】(16) 【運用体制】(17) 【配分方針】(18) 【投資制限】(19)</p> <p> 3【投資リスク】(20)</p> <p> 4【手数料等及び税金】(21) 【申込手数料】(22) 【換金(解約)手数料】(23)</p>

- 【その他の手数料等】(24)
- 【課税上の取扱い】(25)
- 5 【運用状況】
 - 【投資状況】(26)
 - 【投資資産】
 - 【投資有価証券の主要銘柄】(27)
 - 【投資不動産物件】(28)
 - 【その他投資資産の主要なもの】(29)
 - 【運用実績】(30)
 - 【純資産の推移】(31)
 - 【分配の推移】(32)
 - 【収益率の推移】(33)
- 6 【手続等の概要】(34)
- 7 【管理及び運営の概要】(35)
- 第2 【財務ハイライト情報】(36)
 - 1 【貸借対照表】
 - 2 【損益及び剰余金計算書】
- 第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】(37)
- 第4 【ファンドの詳細情報の項目】(38)

- 第三部 【ファンドの詳細情報】
 - 第1 【ファンドの沿革】(39)
 - 第2 【手続等】

- 【信託報酬等】(24)
- 【その他の手数料等】(25)
- 【課税上の取扱い】(26)
- 5 【運用状況】
 - 【投資状況】(27)
 - 【運用実績】(28)
 - 【純資産の推移】(29)
 - 【分配の推移】(30)
 - 【収益率の推移】(31)
 - 【設定及び解約の実績】(32)
- 6 【管理及び運営】
 - 【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】(33)
 - 【申込（販売）手続等】(34)
 - 【換金（解約）手続等】(35)
 - 【保管】(36)
 - 【信託期間】(37)
 - 【計算期間】(38)
 - 【その他】(39)
 - 【受益者の権利等】(40)
- 第2 【ファンドの経理状況】(41)
 - 1 【財務諸表】
 - 【貸借対照表】(42)
 - 【損益及び剰余金計算書】(43)
 - 【附属明細表】(44)
 - 2 【ファンドの現況】(45)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額（ / ）
 - 【投資有価証券の主要銘柄】(46)
 - 【投資不動産物件】(47)
 - 【その他投資資産の主要なもの】(48)
- 第3 【その他】(49)
- 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】(50)
- 第三部 【特別情報】
 - 第1 【委託会社等の概況】
 - 1 【委託会社等の概況】(51)

1【申込（販売）手続等】(40)

2【換金（解約）手続等】(41)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

【資産の評価】(42)

【保管】(43)

【信託期間】(44)

【計算期間】(45)

【その他】(46)

2【受益者の権利等】(47)

第4【ファンドの経理状況】(48)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(49)

【損益及び剰余金計算書】(50)

【附属明細表】(51)

2【ファンドの現況】(52)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

— 資産総額

— 負債総額

— 純資産総額（ - ）

— 発行済数量

— 1単位当たり純資産額（ / ）

第5【設定及び解約の実績】(53)

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(54)

2【事業の内容及び営業の概況】(55)

3【委託会社等の経理状況】(56)

【貸借対照表】(57)

【損益計算書】(58)

【利益処分計算書又は損失処理計算書】(59)

4【利害関係人との取引制限】(60)

5【その他】(61)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】(62)

2【関係業務の概要】(63)

3【資本関係】(64)

第3【その他】(65)

(記載上の注意)

2【事業の内容及び営業の概況】(52)

3【委託会社等の経理状況】(53)

【貸借対照表】(54)

【損益計算書】(55)

【利益処分計算書又は損失処理計算書】(56)

4【利害関係人との取引制限】(57)

5【その他】(58)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】(59)

2【関係業務の概要】(60)

3【資本関係】(61)

(新設)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
a ~ d (略)
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f (略)
- (2) 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。)
- (3)・(4) (略)
(削る)
- (5)・(6) (略)
- (7) 申込手数料
手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (8) 申込単位
申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (9)・(10) (略)
- (11) その他
a (略)
(削る)
b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。
- (12) (略)
(削る)
- (13)~(19) (略)

- (1) 一般的事項
a ~ d (略)
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 ファンドの経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f (略)
- (2) 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。)
- (3)・(4) (略)
- (5) 発行（売出）数
当該届出により募集又は売出しをしようとする国内投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 申込手数料
手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (新設)
- (9)・(10) (略)
- (11) その他
a (略)
b 申込みの方法、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (12) (略)
- (13) ファンドの沿革
設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (14)~(20) (略)

(20) 手数料等及び税金

- a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。
- b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。
- c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(21)～(23) (略)

(24) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(21)から(23)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(25)・(26) (略)

(27) 投資有価証券の主要銘柄

- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(28) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(29) その他投資資産の主要なもの

(21) 手数料等及び税金

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(22)～(24) (略)

(25) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(22)から(24)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(26)・(27) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。</p> <p>b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。</p> <p>c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(27) b又は(28)に掲げる事項）を記載すること。</p> <p>d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。</p>	
<p>(30)～(33) (略)</p>	<p>(28)～(31) (略)</p>
<p>(34) 手続等の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(35) 管理及び運営の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(36) 財務ハイライト情報</p> <p>a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（(49)に掲げる貸借対照表をいい、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号。aにおいて「財産計算規則」という。）第4条の規定により注記される事項を含む。）及び「損益及び剰余金計算書」（(50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいい、財産計算規則第4条の規定により注記される事項を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</p> <p>b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該箇所添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</p> <p>b 受益者等名簿の閉鎖の時期</p> <p>c 受益者等に対する特典</p> <p>d 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容</p> <p>e その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>(38) ファンドの詳細情報の項目 a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨を当該事項の項目名の次に記載すること。

(39) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(削る)

(40)・(41) (略)

(42) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(43)~(47) (略)

(48) ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b・c (略)

(49) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(50)において同じ。)をも記載すること。

(50)~(52) (略)

(53) 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量(本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。)を記載すること。

(32) 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量(本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。)を記載すること。

(33) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(34)・(35) (略)

(新設)

(36)~(40) (略)

(41) ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b・c (略)

(42) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(43)において同じ。)をも記載すること。

(43)~(45) (略)

(46) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種

	<p>類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。</p> <p>c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。</p> <p>d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。</p>
(削る)	<p>(47) 投資不動産物件</p> <p>投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p>
(削る)	<p>(48) その他投資資産の主要なもの</p> <p>a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。</p> <p>b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。</p> <p>c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(46) b又は(47)に掲げる事項）を記載すること。</p> <p>d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。</p>
(削る)	<p>(49) その他</p> <p>当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。</p>
(削る)	<p>(50) 内国投資信託受益証券事務の概要</p> <p>当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</p> <p>b 受益者等名簿の閉鎖の時期</p> <p>c 受益者等に対する特典</p> <p>d 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容</p> <p>e その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p>

(54) ~ (64) (略)

(65) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、
その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(51) ~ (61) (略)

(新設)

改 正 案	現 行
第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p><u>【ファンドの名称】</u> <u>【外国投資信託受益証券の形態等】(6)</u> <u>【発行(売出)価額の総額】(7)</u> <u>【発行(売出)価格】(8)</u> <u>【申込手数料】(9)</u> <u>【申込単位】(10)</u> <u>【申込期間】</u> <u>【申込取扱場所】(11)</u> <u>【払込期日】</u> <u>【払込取扱場所】(12)</u> <u>【振替機関に関する事項】</u> <u>【その他】(13)</u></p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p><u>【ファンドの目的及び基本的性格】(14)</u> <u>【ファンドの仕組み】(15)</u></p> <p>2【投資方針】</p> <p><u>【投資方針】(16)</u> <u>【投資対象】(17)</u> <u>【運用体制】(18)</u> <u>【配分方針】(19)</u> <u>【投資制限】(20)</u></p> <p>3【投資リスク】(21)</p> <p>4【手数料等及び税金】(22)</p> <p><u>【申込手数料】(23)</u> <u>【買戻し手数料】(24)</u> <u>【管理報酬等】(25)</u> <u>【その他の手数料等】(26)</u></p>	第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p><u>【ファンドの名称】</u> <u>【外国投資信託受益証券の形態等】(6)</u> <u>【発行(売出)数】(7)</u> <u>【発行(売出)価額の総額】(8)</u> <u>【発行(売出)価格】(9)</u> <u>【申込手数料】(10)</u> <u>【申込単位】</u> <u>【申込期間】</u> <u>【申込取扱場所】(11)</u> <u>【払込期日】</u> <u>【払込取扱場所】(12)</u> <u>【振替機関に関する事項】</u> <u>【その他】(13)</u></p> <p>第二部【ファンド情報】</p> <p>第1【ファンドの状況】</p> <p>1【ファンドの性格】</p> <p><u>【ファンドの目的及び基本的性格】(14)</u> <u>【ファンドの沿革】(15)</u> <u>【ファンドの仕組み】(16)</u> <u>【ファンドに係る法制度の概要】(17)</u> <u>【監督官庁の概要】(18)</u></p> <p>2【投資方針】</p> <p><u>【投資方針】(19)</u> <u>【投資対象】(20)</u> <u>【運用体制】(21)</u> <u>【配分方針】(22)</u> <u>【投資制限】(23)</u></p> <p>3【投資リスク】(24)</p> <p>4【手数料等及び税金】(25)</p> <p><u>【申込手数料】(26)</u></p>

<u>【課税上の取扱い】</u> (27)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (28)
<u>【投資資産】</u>
<u>【投資有価証券の主要銘柄】</u> (29)
<u>【投資不動産物件】</u> (30)
<u>【その他投資資産の主要なもの】</u> (31)
<u>【運用実績】</u> (32)
<u>【純資産の推移】</u> (33)
<u>【分配の推移】</u> (34)
<u>【収益率の推移】</u> (35)
6 <u>【手続等の概要】</u> (36)
7 <u>【管理及び運営の概要】</u> (37)
第2 <u>【財務ハイライト情報】</u> (38)
1 <u>【貸借対照表】</u>
2 <u>【損益計算書】</u>
第3 <u>【外国投資信託受益証券事務の概要】</u> (39)
第4 <u>【ファンドの詳細情報の項目】</u> (40)

<u>【買戻し手数料】</u> (27)
<u>【管理報酬等】</u> (28)
<u>【その他の手数料等】</u> (29)
<u>【課税上の取扱い】</u> (30)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (31)
<u>【運用実績】</u> (32)
<u>【純資産の推移】</u> (33)
<u>【分配の推移】</u> (34)
<u>【収益率の推移】</u> (35)
<u>【販売及び買戻しの実績】</u> (36)
6 <u>【管理及び運営】</u>
<u>【資産管理等の概要】</u>
<u>【資産の評価】</u> (37)
<u>【申込（販売）手続等】</u> (38)
<u>【買戻し手続等】</u> (39)
<u>【保管】</u> (40)
<u>【信託期間】</u> (41)
<u>【計算期間】</u> (42)
<u>【その他】</u> (43)
<u>【開示制度の概要】</u> (44)
<u>【受益者の権利等】</u>
<u>【受益者の権利等】</u> (45)
<u>【為替管理上の取扱い】</u> (46)
<u>【本邦における代理人】</u> (47)
<u>【裁判管轄等】</u> (48)
第2 <u>【ファンドの経理状況】</u> (49)
1 <u>【財務諸表】</u>
<u>【貸借対照表】</u> (50)
<u>【損益計算書】</u> (51)
<u>【投資有価証券明細表等】</u> (52)
<u>【投資株式明細表】</u> (53)
<u>【株式以外の投資有価証券明細表】</u> (54)
<u>【投資不動産明細表】</u> (55)
<u>【その他投資資産明細表】</u> (56)
<u>【借入金明細表】</u> (57)
2 <u>【ファンドの現況】</u> (58)
<u>【純資産額計算書】</u> 平成 年 月 日
— 資産総額
— 負債総額

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

- 1【ファンドの沿革】(41)
- 2【ファンドに係る法制度の概要】(42)
- 3【監督官庁の概要】(43)

第2【手続等】

- 1【申込（販売）手続等】(44)
- 2【買戻し手続等】(45)

第3【管理及び運営】

- 1【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】(46)
 - 【保管】(47)
 - 【信託期間】(48)
 - 【計算期間】(49)
 - 【その他】(50)
- 2【開示制度の概要】(51)
- 3【受益者の権利等】
 - 【受益者の権利等】(52)
 - 【為替管理上の取扱い】(53)
 - 【本邦における代理人】(54)
 - 【裁判管轄等】(55)

第4【ファンドの経理状況】(56)

1【財務諸表】

- 【貸借対照表】(57)
- 【損益計算書】(58)
- 【投資有価証券明細表等】(59)
 - 【投資株式明細表】
 - 【株式以外の投資有価証券明細表】
 - 【投資不動産明細表】
 - 【その他投資資産明細表】
 - 【借入金明細表】

2【ファンドの現況】(60)

- 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額

- 純資産総額（ - ）
- 発行済数量
- 1単位当たり純資産額（ / ）

第3【その他】(59)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】(60)

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

- 1【管理会社の概況】(61)
- 2【事業の内容及び営業の概況】(62)
- 3【管理会社の経理状況】(63)

【貸借対照表】

【損益計算書】

- 4【利害関係人との取引制限】(64)
- 5【その他】(65)

第2【その他の関係法人の概況】(66)

- 1【名称、資本の額及び事業の内容】(67)
- 2【関係業務の概要】(68)
- 3【資本関係】(69)

第3【投資信託制度の概要】(70)

第4【外国投資信託受益証券の様式】(71)

— 純資産総額 (-)
— 発行済数量
— 1 単位当たり純資産額 (/)

第 5 【販売及び買戻しの実績】 (61)

第四部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

- 1 【管理会社の概況】 (62)
- 2 【事業の内容及び営業の概況】 (63)
- 3 【管理会社の経理状況】 (64)
— 【貸借対照表】
— 【損益計算書】
- 4 【利害関係人との取引制限】 (65)
- 5 【その他】 (66)

第 2 【その他の関係法人の概況】 (67)

- 1 【名称、資本の額及び事業の内容】 (68)
- 2 【関係業務の概要】 (69)
- 3 【資本関係】 (70)

第 3 【投資信託制度の概要】 (71)

第 4 【外国投資信託受益証券の様式】 (72)

第 5 【その他】 (73)

(記載上の注意)

- (1) ~ (6) (略)
(削る)

(7) ~ (9) (略)

(10) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11)・(12) (略)

(13) その他

a (略)

(削る)

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託受益証券の発

(新設)

(記載上の注意)

(1) ~ (6) (略)

(7) 発行(売出)数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(8) ~ (10) (略)

(新設)

(11)・(12) (略)

(13) その他

a (略)

b 申込みの方法、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託受益証券の発

行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。

(14) (略)

(削る)

(15) (略)

(削る)

(削る)

(16)～(25) (略)

(26) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(23)から(25)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(27)・(28) (略)

(29) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限り。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。)の投資比率を記載すること。

c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(30) 投資不動産物件表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(31) その他投資資産の主要なもの

行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(14) (略)

(15) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(16) (略)

(17) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(18) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(19)～(28) (略)

(29) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(30)・(31) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。</p> <p>b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。</p> <p>c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(29) b又は(30)に掲げる事項）を記載すること。</p> <p>d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。</p>	
<p>(32)～(35)（略）</p>	<p>(32)～(35)（略）</p>
<p>(36) 手続等の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(37) 管理及び運営の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(38) 財務ハイライト情報</p> <p>a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（(38) bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</p> <p>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該箇所に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(39) 外国投資信託受益証券事務の概要 当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</p> <p>b 受益者等名簿の閉鎖の時期</p> <p>c 受益者等に対する特典</p> <p>d 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容</p> <p>e その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p>	<p>(36) 販売及び買戻しの実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。</p>
<p>(40) ファンドの詳細情報の項目</p> <p>a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。</p> <p>b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定に</p>	<p>(新設)</p>

よりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨を当該事項の項目名の次に記載すること。

(41) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(42) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(43) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(44)・(45) (略)

(46) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(47)～(55) (略)

(56) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。

b～d (略)

(57)・(58) (略)

(59) 投資有価証券明細表等

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号）に規定する附属明細表に準じて記載すること。

(削る)

(削る)

(37) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(新設)

(新設)

(38)・(39) (略)

(新設)

(40)～(48) (略)

(49) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。

b～d (略)

(50)・(51) (略)

(52) 投資有価証券明細表等

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(53) 投資株式明細表

a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

b 非上場証券については、その旨を記載すること。

c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(54) 株式以外の投資有価証券明細表

a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。

b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載す

(削る)

(削る)

(削る)

(60) (略)

(61) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量(本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。)を記載すること。

(削る)

ること。

d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(55) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(56) その他投資資産明細表

a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。

c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((54)、(55)又は(56)に掲げる事項)を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(57) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(58) (略)

(59) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(60) 外国投資信託受益証券事務の概要

当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b 受益者等名簿の閉鎖の時期

(62) ~ (72) (略)

(73) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、
その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

c 受益者等に対する特典

d 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

e その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(61) ~ (71) (略)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 ～ (略) 【申込単位】(9) ・ (略) 【申込取扱場所】(10) (略) 【払込取扱場所】(11) 【手取金の使途】(12) 【その他】(13)</p> <p>第2【投資法人債券】 ～ (略) 【申込取扱場所】(10) (略) 【払込取扱場所】(11) 【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】(14) ・ (略) 【手取金の使途】(12) 【その他】(13)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 【主要な経営指標等の推移】(15) 【投資法人の目的及び基本的性格】(16) 【投資法人の仕組み】(17) 【投資法人の機構】(18) 【投資法人の出資総額】(19) 【主要な投資主の状況】(20)</p> <p>2【投資方針】 【投資方針】(21)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 ～ (略) 【申込単位】 ・ (略) 【申込取扱場所】(9) (略) 【払込取扱場所】(10) 【手取金の使途】(11) 【その他】(12)</p> <p>第2【投資法人債券】 ～ (略) 【申込取扱場所】(9) (略) 【払込取扱場所】(10) 【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】(13) ・ (略) 【手取金の使途】(11) 【その他】(12)</p> <p>第二部【発行者情報】 第1【投資法人の状況】 1【投資法人の概況】 【主要な経営指標等の推移】(14) 【投資法人の目的及び基本的性格】(15) 【投資法人の沿革】(16) 【投資法人の仕組み】(17) 【投資法人の機構】(18) 【投資法人の出資総額】(19) 【主要な投資主の状況】(20) 【役員の状況】(21)</p>

<u>【投資対象】</u> (22)
<u>【分配方針】</u> (23)
<u>【投資制限】</u> (24)
3 <u>【投資リスク】</u> (25)
4 <u>【手数料等及び税金】</u> (26)
<u>【申込手数料】</u> (27)
<u>【買戻し手数料】</u> (28)
<u>【管理報酬等】</u> (29)
<u>【その他の手数料等】</u> (30)
<u>【課税上の取扱い】</u> (31)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (32)
<u>【投資資産】</u>
<u>【投資有価証券の主要銘柄】</u> (33)
<u>【投資不動産物件】</u> (34)
<u>【その他投資資産の主要なもの】</u> (35)
<u>【運用実績】</u> (36)
<u>【純資産等の推移】</u> (37)
<u>【分配の推移】</u> (38)
<u>【自己資本利益率（収益率）の推移】</u> (39)
6 <u>【手続等の概要】</u> (40)
7 <u>【管理及び運営の概要】</u> (41)
第2 <u>【財務ハイライト情報】</u> (42)
1 <u>【貸借対照表】</u>
2 <u>【損益計算書】</u>
3 <u>【金銭の分配に係る計算書】</u>
4 <u>【キャッシュ・フロー計算書】</u>
第3 <u>【内国投資証券事務の概要】</u> (43)
第4 <u>【投資法人の詳細情報の項目】</u> (44)

<u>【その他】</u> (22)
2 <u>【投資方針】</u>
<u>【投資方針】</u> (23)
<u>【投資対象】</u> (24)
<u>【分配方針】</u> (25)
<u>【投資制限】</u> (26)
3 <u>【投資リスク】</u> (27)
4 <u>【手数料等及び税金】</u> (28)
<u>【申込手数料】</u> (29)
<u>【買戻し手数料】</u> (30)
<u>【管理報酬等】</u> (31)
<u>【その他の手数料等】</u> (32)
<u>【課税上の取扱い】</u> (33)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (34)
<u>【運用実績】</u> (35)
<u>【純資産等の推移】</u> (36)
<u>【分配の推移】</u> (37)
<u>【自己資本利益率（収益率）の推移】</u> (38)
<u>【販売及び買戻しの実績】</u> (39)
6 <u>【管理及び運営】</u>
<u>【資産管理等の概要】</u>
<u>【資産の評価】</u> (40)
<u>【申込（販売）手続等】</u> (41)
<u>【買戻し手続等】</u> (42)
<u>【保管】</u> (43)
<u>【存続期間】</u> (44)
<u>【計算期間】</u> (45)
<u>【その他】</u> (46)
<u>【利害関係人との取引制限】</u> (47)
<u>【投資主・投資法人債権者の権利】</u> (48)
第2 <u>【関係法人の状況】</u>
1 <u>【資産運用会社の概況】</u>
<u>【名称、資本の額及び事業の内容】</u> (49)
<u>【運用体制】</u> (50)
<u>【大株主の状況】</u> (51)
<u>【役員】の状況】</u> (52)
<u>【事業の内容及び営業の概況】</u> (53)
2 <u>【その他の関係法人の概況】</u>
<u>【名称、資本の額及び事業の内容】</u> (54)

第三部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】(45)

2【役員状況】(46)

3【その他】(47)

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】(48)

2【買戻し手続等】(49)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

【資産の評価】(50)

【保管】(51)

【存続期間】(52)

【計算期間】(53)

【その他】(54)

2【利害関係人との取引制限】(55)

3【投資主・投資法人債権者の権利】(56)

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(57)

【運用体制】(58)

【関係業務の概要】(55)

【資本関係】(56)

第3【投資法人の経理状況】(57)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(58)

【損益計算書】(59)

【附属明細表】(60)

2【投資法人の現況】(61)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

— 資産総額

— 負債総額

— 純資産総額（ - ）

— 発行済数量

— 1単位当たり純資産額（ / ）

【投資有価証券の主要銘柄】(62)

【投資不動産物件】(63)

【その他投資資産の主要なもの】(64)

第4【その他】(65)

第5【内国投資証券事務の概要】(66)

(新設)

【大株主の状況】(59)

【役員状況】(60)

【事業内容及び営業の概況】(61)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(62)

【関係業務の概要】(63)

【資本関係】(64)

第5【投資法人の経理状況】(65)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(66)

【損益計算書】(67)

【金銭の分配に係る計算書】(68)

【キャッシュ・フロー計算書】(69)

【附属明細表】(70)

2【投資法人の現況】(71)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

— 資産総額

— 負債総額

— 純資産総額(-)

— 発行済数量

— 1単位当たり純資産額(/)

第6【販売及び買戻しの実績】(72)

第四部【その他】(73)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ d (略)

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f・g (略)

(2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の3

(新設)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ d (略)

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 投資法人の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f・g (略)

(2) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の3

0の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を
押印すること。)。

b (略)

(3)~(7) (略)

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額
又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率に
ついての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(9) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投
資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10)~(16) (略)

(略)

(削る)

(17)~(20) (略)

(削る)

(削る)

(21)~(25) (略)

(略)

(26) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる
費用(税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。)のうち、申込手数料
の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額
又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記
載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。

c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会
に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(27)~(29) (略)

0の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の
役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)。

b (略)

(3)~(7) (略)

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金
額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は
料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載するこ
と。

(新設)

(9)~(15) (略)

(略)

(16) 投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(17)~(20) (略)

(21) 役員状況

有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員(設立中の投資法人にあっては設立企
画人及び役員候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の投資法人に
あっては引受予定投資口数)を記載すること。

(22) その他

a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等
が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。

b 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載するこ
と。

c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、
その内容を記載すること。

(23)~(27) (略)

(28) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税
金は除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に当たっては、具体的な
手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載するこ
とができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会
方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(29)~(31) (略)

(30) その他の手数料等
投資証券に係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(31)・(32) (略)

(33) 投資有価証券の主要銘柄

- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。))に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。
- c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(34) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(35) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((33) b又は(34)に掲げる事項)を記載すること

(32) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(29)から(31)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(33)・(34) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- °
d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。
- (36) ~ (38) (略)
- (39) 自己資本利益率(収益率)の推移
 有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)を記載すること。
- (40) 手続等の概要
「第三部 投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
- (41) 管理及び運営の概要
「第三部 投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
- (42) 財務ハイライト情報
 a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」(66)に掲げる貸借対照表をいい、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号。aにおいて「財産計算規則」という。)第4条の規定により注記される事項を含む。)及び「損益及び剰余金計算書」(67)に掲げる損益及び剰余金計算書をいい、財産計算規則第4条の規定により注記される事項を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
 b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)が当該箇所に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (43) 内国投資証券事務の概要
当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
 b 投資主又は投資法人債権者に対する特典
 c 内国投資証券の譲渡制限の内容
 d その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (44) 投資法人の詳細情報の項目
 a 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
 b 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨を当該事項の項目名の次に記載すること。

- (35) ~ (37) (略)
- (38) 自己資本利益率(収益率)の推移
 有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(31)に規定する収益率をいう。第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)を記載すること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

- (45) 投資法人の沿革
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (46) 役員状況
有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員（設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。
- (47) その他
a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
b 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (48)・(49) (略)
- (50) 資産の評価
内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (51)～(64) (略)
- (65) 投資法人の経理状況
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。
b・c (略)
- (66) 貸借対照表
最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(67)において同じ。）をも記載すること。
- (67) (略)

- (新設)
- (39) 販売及び買戻しの実績
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (40) 資産の評価
内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (41)・(42) (略)
(新設)
- (43)～(56) (略)
- (57) 投資法人の経理状況
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。
b・c (略)
- (58) 貸借対照表
最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(59)において同じ。）をも記載すること。
- (59) (略)

- (68) 金銭の分配に係る計算書
最近 2 計算期間について記載すること。
- (69) キャッシュ・フロー計算書
最近 2 計算期間について記載すること。ただし、(66)ただし書に規定する中間貸借対照表
を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書
を併せて記載すること。

(70) (略)

(71) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(60) (略)

(61) (略)

(62) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位 30 銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の
名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、
利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項に規
定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係
るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び
業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場
合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること
。

d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(63) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、
物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規
定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、
販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載
すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結
した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総
数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近 5 年の稼働率（
各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物
件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入
が総賃料収入の合計の 10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃
貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナント
への賃貸面積が総賃貸面積の合計の 10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業
種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関し
て特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情
により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(64) その他投資資産の主要なもの

a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方がある
ものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資

(72) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にとっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(73) （略）

（削る）

産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(62) b又は(63)に掲げる事項）を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。
（新設）

(65) （略）

(66) 内国投資証券事務の概要

当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主名簿又は投資法人債権者名簿の閉鎖の時期
- c 投資主又は投資法人債権者に対する特典
- d 内国投資証券の譲渡制限の内容
- e その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 有価証券届出書</p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【発行者名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】</p> <p><u>【投資法人の名称】</u> _____</p> <p><u>【内国投資証券の形態等】</u> _____</p> <p><u>【発行（売出）数】</u> _____</p> <p><u>【発行（売出）価額の総額】</u> _____</p> <p><u>【発行（売出）価格】</u> _____</p> <p><u>【申込手数料】</u> _____</p> <p><u>【申込単位】</u> _____</p> <p><u>【申込期間】</u> _____</p> <p><u>【申込証拠金】</u> _____</p> <p><u>【申込取扱場所】</u> _____</p> <p><u>【払込期日】</u> _____</p> <p><u>【払込取扱場所】</u> _____</p> <p><u>【手取金の使途】</u> _____</p> <p><u>【その他】</u> _____</p> <p>第2【投資法人債券】</p> <p><u>【銘柄】</u> _____</p>	<p>(新設)</p>

【投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【追完情報】(1)

第三部【組込情報】(2)

第四部【特別情報】

第1【内国投資証券事務の概要】

第2【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

___ 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合

___ 第29条第2項各号に掲げる場合

b (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項であ

る旨を記載すること。

(2) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の三様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 有価証券届出書</p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【発行者名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】</u> _____</p> <p><u>【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> _____ 名称 <u>（所在地）</u></p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】</p> <p> <u>【投資法人の名称】</u></p> <p> <u>【内国投資証券の形態等】</u></p> <p> <u>【発行（売出）数】</u></p> <p> <u>【発行（売出）価額の総額】</u></p> <p> <u>【発行（売出）価格】</u></p> <p> <u>【申込手数料】</u></p> <p> <u>【申込単位】</u></p> <p> <u>【申込期間】</u></p> <p> <u>【申込証拠金】</u></p> <p> <u>【申込取扱場所】</u></p> <p> <u>【払込期日】</u></p> <p> <u>【払込取扱場所】</u></p> <p> <u>【手取金の使途】</u></p> <p> <u>【その他】</u></p> <p>第2【投資法人債券】</p> <p> <u>【銘柄】</u></p>	<p>（新設）</p>

【投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 〃 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第三部【特別情報】

第1【内国投資証券事務の概要】

第2【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】 ～ (略) 【申込単位】(11) ・ (略) 【申込取扱場所】(12) (略) 【払込取扱場所】(13) 【手取金の使途】(14) 【その他】(15) 第2【外国投資法人債券】 (略) 【外国投資法人債券の形態等】(16) ～ (略) 【申込取扱場所】(12) (略) 【払込取扱場所】(13) 【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】(17) ・ (略) 【手取金の使途】(14) 【その他】(15) 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【外国投資法人の概況】 【主要な経営指標等の推移】(18) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】(19) 【外国投資法人の仕組み】(20) 【外国投資法人の機構】(21) 【外国投資法人の出資総額】(22) 【主要な投資主の状況】(23) 2【投資方針】</p>	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】 ～ (略) 【申込単位】 ・ (略) 【申込取扱場所】(11) (略) 【払込取扱場所】(12) 【手取金の使途】(13) 【その他】(14) 第2【外国投資法人債券】 (略) 【外国投資法人債券の形態等】(15) ～ (略) 【申込取扱場所】(11) (略) 【払込取扱場所】(12) 【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】(16) ・ (略) 【手取金の使途】(13) 【その他】(14) 第二部【発行者情報】 第1【外国投資法人の状況】 1【外国投資法人の概況】 【主要な経営指標等の推移】(17) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】(18) 【外国投資法人の沿革】(19) 【外国投資法人の仕組み】(20) 【外国投資法人の機構】(21) 【外国投資法人の出資総額】(22) 【主要な投資主の状況】(23)</p>

<u>【投資方針】</u> (24)
<u>【投資対象】</u> (25)
<u>【分配方針】</u> (26)
<u>【投資制限】</u> (27)
3 <u>【投資リスク】</u> (28)
4 <u>【手数料等及び税金】</u> (29)
<u>【申込手数料】</u> (30)
<u>【買戻し手数料】</u> (31)
<u>【管理報酬等】</u> (32)
<u>【その他の手数料等】</u> (33)
<u>【課税上の取扱い】</u> (34)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (35)
<u>【投資資産】</u>
<u>【投資有価証券の主要銘柄】</u> (36)
<u>【投資不動産物件】</u> (37)
<u>【その他投資資産の主要なもの】</u> (38)
<u>【運用実績】</u> (39)
<u>【純資産等の推移】</u> (40)
<u>【分配の推移】</u> (41)
<u>【自己資本利益率（収益率）の推移】</u> (42)
6 <u>【手続等の概要】</u> (43)
7 <u>【管理及び運営の概要】</u> (44)
第2 <u>【財務ハイライト情報】</u> (45)
1 <u>【貸借対照表】</u>
2 <u>【損益計算書】</u>
3 <u>【金銭の分配に係る計算書】</u>
4 <u>【キャッシュ・フロー計算書】</u>
第3 <u>【外国投資証券事務の概要】</u> (46)
第4 <u>【外国投資法人の詳細情報の項目】</u> (47)

<u>【役員の状況】</u> (24)
<u>【外国投資法人に係る法制度の概要】</u> (25)
<u>【監督官庁の概要】</u> (26)
<u>【その他】</u> (27)
2 <u>【投資方針】</u>
<u>【投資方針】</u> (28)
<u>【投資対象】</u> (29)
<u>【分配方針】</u> (30)
<u>【投資制限】</u> (31)
3 <u>【投資リスク】</u> (32)
4 <u>【手数料等及び税金】</u> (33)
<u>【申込手数料】</u> (34)
<u>【買戻し手数料】</u> (35)
<u>【管理報酬等】</u> (36)
<u>【その他の手数料等】</u> (37)
<u>【課税上の取扱い】</u> (38)
5 <u>【運用状況】</u>
<u>【投資状況】</u> (39)
<u>【運用実績】</u> (40)
<u>【純資産等の推移】</u> (41)
<u>【分配の推移】</u> (42)
<u>【自己資本利益率（収益率）の推移】</u> (43)
<u>【販売及び買戻しの実績】</u> (44)
6 <u>【管理及び運営】</u>
<u>【資産管理等の概要】</u>
<u>【資産の評価】</u> (45)
<u>【申込（販売）手続等】</u> (46)
<u>【買戻し手続等】</u> (47)
<u>【保管】</u> (48)
<u>【存続期間】</u> (49)
<u>【計算期間】</u> (50)
<u>【その他】</u> (51)
<u>【利害関係人との取引制限】</u> (52)
<u>【投資主・外国投資法人債権者の権利等】</u>
<u>【投資主・外国投資法人債権者の権利】</u> (53)
<u>【為替管理上の取扱い】</u> (54)
<u>【本邦における代理人】</u> (55)
<u>【裁判管轄等】</u> (56)
第2 <u>【関係法人の状況】</u>
1 <u>【資産運用会社の概況】</u>

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】(48)

2【役員状況】(49)

3【外国投資法人に係る法制度の概要】(50)

4【監督官庁の概要】(51)

5【その他】(52)

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】(53)

2【買戻し手続等】(54)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

【資産の評価】(55)

【名称、資本の額及び事業の内容】(57)

【運用体制】(58)

【大株主の状況】(59)

【役員状況】(60)

【事業内容及び営業の概況】(61)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(62)

【関係業務の概要】(63)

【資本関係】(64)

第3【外国投資法人の経理状況】(65)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(66)

【損益計算書】(67)

【投資有価証券明細表等】(68)

【投資株式明細表】(69)

【株式以外の投資有価証券明細表】(70)

【投資不動産明細表】(71)

【その他投資資産明細表】(72)

【借入金明細表】(73)

2【外国投資法人の現況】(74)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

— 資産総額

— 負債総額

— 純資産総額（ - ）

— 発行済数量

— 1単位当たり純資産額（ / ）

第4【その他】(75)

第三部【外国投資証券事務の概要】(76)

- 【保管】(56)
- 【存続期間】(57)
- 【計算期間】(58)
- 【その他】(59)
- 2 【利害関係人との取引制限】(60)
- 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
 - 【投資主・外国投資法人債権者の権利】(61)
 - 【為替管理上の取扱い】(62)
 - 【本邦における代理人】(63)
 - 【裁判管轄等】(64)
- 第4 【関係法人の状況】
 - 1 【資産運用会社の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(65)
 - 【運用体制】(66)
 - 【大株主の状況】(67)
 - 【役員の状況】(68)
 - 【事業の内容及び営業の概況】(69)
 - 2 【その他の関係法人の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(70)
 - 【関係業務の概要】(71)
 - 【資本関係】(72)
- 第5 【外国投資法人の経理状況】(73)
 - 1 【財務諸表】
 - 【貸借対照表】(74)
 - 【損益計算書】(75)
 - 【金銭の分配に係る計算書】(76)
 - 【キャッシュ・フロー計算書】(77)
 - 【投資有価証券明細表等】(78)
 - 【投資株式明細表】
 - 【株式以外の投資有価証券明細表】
 - 【投資不動産明細表】
 - 【その他投資資産明細表】
 - 【借入金明細表】
 - 2 【外国投資法人の現況】(79)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額(-)
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額(/)

第6【販売及び買戻しの実績】(80)

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】(81)

第2【外国投資証券の様式】(82)

第3【その他】(83)

(記載上の注意)

(1)～(10) (略)

(11) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(12)～(17) (略)

(18) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下同じ。))にあっては、10計算期間)に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(19) (略)

(削る)

(20)～(23) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(24)～(32) (略)

(略)

(33) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(30)から(32)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(34)・(35) (略)

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】(77)

第2【外国投資証券の様式】(78)

(新設)

(記載上の注意)

(1)～(10) (略)

(新設)

(11)～(16) (略)

(17) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下同じ。))にあっては、10計算期間)に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。

(18) (略)

(19) 外国投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(20)～(23) (略)

(24) 役員状況

有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員(設立中の外国投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数)を記載すること。

(25) 外国投資法人に係る法制度の概要

準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(26) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(27) その他

a 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(28)～(36) (略)

(略)

(37) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(35)から(37)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(38)・(39) (略)

(36) 投資有価証券の主要銘柄

- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(37) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(38) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(36) b又は(37)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(39) ~ (41) （略）

(42) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあって

（新設）

（新設）

（新設）

(40) ~ (42) （略）

(43) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあって

は、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。)を記載すること。

(43) 手続等の概要

「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。

(44) 管理及び運営の概要

「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

(45) 財務ハイライト情報

a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該箇所に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載される事項のうち、「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書(これらの注記事項を除く。))並びに「重要な会計方針」を記載し、「財務諸表」のうち、これらの事項を抜粋して記載している旨を併せて記載すること。

b 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」の監査報告について、当該箇所に添付されている旨及び当該監査報告を行った監査法人又は公認会計士名を記載すること。

(46) 外国投資証券事務の概要

当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典

c 外国投資証券の譲渡制限の内容

d その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(47) 外国投資法人の詳細情報の項目

a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。

b 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規

は、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(31)に規定する収益率をいう。第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。)を記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨を当該事項の項目名の次に記載すること。	
(48) 外国投資法人の沿革 設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。	(新設)
(49) 役員状況 有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。	(新設)
(50) 外国投資法人に係る法制度の概要 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。	(新設)
(51) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。	(44) 販売及び買戻の実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
(52) その他 a 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。 b 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。	(45) 資産の評価 外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
(53)・(54) (略)	(46)・(47) (略)
(55) 資産の評価 外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。	(新設)
(56)～(72) (略)	(48)～(64) (略)
(73) 外国投資法人の経理状況 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。 b～d (略)	(65) 外国投資法人の経理状況 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。 b～d (略)
(74)・(75) (略)	(66)・(67) (略)
(76) 金銭の分配に係る計算書 最近2計算期間について記載すること。	(新設)
(77) キャッシュ・フロー計算書 最近2計算期間について記載すること。	(新設)
(78) 投資有価証券明細表等	(68) 投資有価証券明細表等

投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号）に規定する附属明細書に準じて記載すること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(69) 投資株式明細表

a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

b 非上場証券については、その旨を記載すること。

c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(70) 株式以外の投資有価証券明細表

a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。

b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(71) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(72) その他投資資産明細表

a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

(削る)

(79) (略)

(80) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量(本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。)を記載すること。

(削る)

(81)・(82) (略)

(83) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(70)、(71)又は(72)に掲げる事項)を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(73) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(74) (略)

(75) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(76) 外国投資証券事務の概要

当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主名簿又は外国投資法人債権者名簿の閉鎖の時期
- c 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典
- d 外国投資証券の譲渡制限の内容
- e その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(77)・(78) (略)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>_____ 【外国投資法人の名称】</p> <p>_____ 【外国投資証券の形態等】</p> <p>_____ 【発行（売出）数】</p> <p>_____ 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>_____ 【発行（売出）価格】</p> <p>_____ 【申込手数料】</p> <p>_____ 【申込単位】</p> <p>_____ 【申込期間】</p> <p>_____ 【申込証拠金】</p> <p>_____ 【申込取扱場所】</p> <p>_____ 【払込期日】</p> <p>_____ 【払込取扱場所】</p> <p>_____ 【手取金の使途】</p>	<p>(新設)</p>

【その他】

第2【外国投資法人債券】

【銘柄】

【外国投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各外国投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【追完情報】(1)

第三部【組込情報】(2)

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

法第7条前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合

第29条第2項各号に掲げる場合

b (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及

びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国 投資証券の形態及び金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】</p> <p>_____ 【外国投資法人の名称】</p> <p>_____ 【外国投資証券の形態等】</p> <p>_____ 【発行（売出）数】</p> <p>_____ 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>_____ 【発行（売出）価格】</p> <p>_____ 【申込手数料】</p> <p>_____ 【申込単位】</p> <p>_____ 【申込期間】</p> <p>_____ 【申込証拠金】</p> <p>_____ 【申込取扱場所】</p> <p>_____ 【払込期日】</p> <p>_____ 【払込取扱場所】</p> <p>_____ 【手取金の使途】</p>	<p>(新設)</p>

【その他】

第2【外国投資法人債券】

【銘柄】

【外国投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各外国投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【外国投資証券事務の概要】

第四部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第五号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3)~(39) (略)</p>	<p>第五号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3)~(39) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3)~(35) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3)~(35) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて<u>代表者印</u>を押印すること。)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「<u>代表者の役職氏名</u>」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】(2) _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(3) _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国組合契約出資持分に係る組合等の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国組合契約出資持分の金額】(4) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p> 【組合等の名称】 _____</p> <p> 【内国組合契約出資持分の形態等】(5) _____</p> <p> 【発行(売出)数】(6) _____</p> <p> 【発行(売出)価額の総額】(7) _____</p> <p> 【発行(売出)価格】(8) _____</p> <p> 【申込手数料】(9) _____</p> <p> 【申込単位】 _____</p> <p> 【申込期間】 _____</p> <p> 【申込証拠金】 _____</p> <p> 【申込取扱場所】(10) _____</p> <p> 【払込期日】 _____</p> <p> 【払込取扱場所】(11) _____</p> <p> 【手取金の使途】(12) _____</p> <p> 【その他】(13) _____</p> <p>第二部【発行者情報】</p> <p>第1【組合等の状況】</p> <p> 1【組合等の概況】</p>	<p>(新設)</p>

	<u>【主要な経営指標等の推移】(14)</u>
	<u>【組合等の目的及び基本的性格】(15)</u>
	<u>【組合等の沿革】(16)</u>
	<u>【組合等の仕組み】(17)</u>
	<u>【組合等の機構】(18)</u>
	<u>【組合等の出資総額】(19)</u>
	<u>【その他】(20)</u>
2	<u>【投資方針】</u>
	<u>【投資方針】(21)</u>
	<u>【投資対象】(22)</u>
	<u>【運用体制】(23)</u>
	<u>【分配方針】(24)</u>
	<u>【投資制限】(25)</u>
3	<u>【投資リスク】(26)</u>
4	<u>【手数料等及び税金】(27)</u>
	<u>【申込手数料】(28)</u>
	<u>【買戻し手数料】(29)</u>
	<u>【管理報酬等】(30)</u>
	<u>【その他の手数料等】(31)</u>
	<u>【課税上の取扱い】(32)</u>
5	<u>【運用状況】</u>
	<u>【投資状況】(33)</u>
	<u>【運用実績】(34)</u>
	<u>【純資産等の推移】(35)</u>
	<u>【分配の推移】(36)</u>
	<u>【自己資本利益率(収益率)の推移】(37)</u>
	<u>【販売及び買戻しの実績】(38)</u>
6	<u>【管理及び運営】</u>
	<u>【資産管理等の概要】</u>
	<u>【資産の評価】(39)</u>
	<u>【申込(販売)手続等】(40)</u>
	<u>【買戻し手続等】(41)</u>
	<u>【存続期間】(42)</u>
	<u>【事業年度】(43)</u>
	<u>【その他】(44)</u>
	<u>【利害関係人との取引制限】(45)</u>
	<u>【組合員の権利】(46)</u>
第2	<u>【関係法人の状況】</u>
1	<u>【資産運用会社の概況】</u>
	<u>【名称、資本の額及び事業の内容】(47)</u>

【運用体制】(48)

【大株主の状況】(49)

【役員の状況】(50)

【事業の内容及び営業の概況】(51)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(52)

【関係業務の概要】(53)

【資本関係】(54)

第3【組合等の経理状況】(55)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(56)

【損益計算書】(57)

2【組合等の現況】(58)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額(-)

発行済数量

1単位当たり純資産額(/)

【投資有価証券の主要銘柄】(59)

【投資不動産物件】(60)

【その他投資資産の主要なもの】(61)

第4【その他】(62)

第5【内国組合契約出資持分事務の概要】(63)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券につい

て銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

g この様式中「組合等」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、民法に規定する組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）及び匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）をいう。

(2) 発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

b 組合等の設立の場合にあつては、設立企画人全員の氏名を記載すること。

(4) 届出の対象とした募集（売出）内国組合契約出資持分の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(5) 内国組合契約出資持分の形態等

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合、匿名組合の別等）を記載すること。

b 当該届出に係る内国組合契約出資持分について、届出組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機

関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(6) 発行(売出)数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(7) 発行(売出)価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(8) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(10) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(12) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(13) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国組合契約出資持分の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(14) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること

-
- 営業収益
- 経常利益金額又は経常損失金額
- 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 持分出資総額
- 発行済持分出資の総数
- 純資産額
- 総資産額
- 1口当たり純資産額
- 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- 分配総額
- 1口当たり分配金額（利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。）
- 自己資本比率（純資産額を総資産額で除した割合をいう。）
- 自己資本利益率

(15) 組合等の目的及び基本的性格

- a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
- b 組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(16) 組合等の沿革

設立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(17) 組合等の仕組み

- a 組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- b 組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合等管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(18) 組合等の機構

組合等の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(19) 組合等の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。

(20) その他

- a 契約又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- b 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、そ

- の内容を記載すること。
- (21) 投資方針
組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (22) 投資対象
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (23) 運用体制
組合等の運用体制（組織、当該運用体制に関する内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (24) 分配方針
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (25) 投資制限
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (26) 投資リスク
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (27) 手数料等及び税金
投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (28) 申込手数料
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 買戻し手数料
買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (30) 管理報酬等
組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (31) その他の手数料等
組合契約出資持分に係る手数料等のうち(28から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料

等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(32) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(33) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(34) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(35) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

(36) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国組合契約出資持分1単位当たりの分配の額を記載すること。

(37) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の基準価額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。

(38) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(39) 資産の評価

内国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(40) 申込（販売）手続等

- a 内国組合契約出資持分の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国組合契約出資持分1単位当たりの販売価格が内国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(41) 買戻し手続等

- a 内国組合契約出資持分の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国組合契約出資持分1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(42) 存続期間

組合等の存続期間について記載すること。

(43) 事業年度

組合等の事業年度について記載すること。

(44) その他

- a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(45) 利害関係人との取引制限

組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(46) 組合員の権利

組合員総会又は組合等債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国組合契約出資持分の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(47) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(48) 運用体制

資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(49) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(50) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所

有株式数を記載すること。

(51) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国組合契約出資持分1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。

(52) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(53) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(54) 資本関係

届出組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(55) 組合等の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(56) 貸借対照表

最近2事業年度について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（57）において同じ。）をも記載すること。

(57) 損益計算書

a 最近2事業年度について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。

- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。
- (58) 組合等の現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (59) 投資有価証券の主要銘柄
- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- c 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (60) 投資不動産物件
投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (61) その他投資資産の主要なもの
- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(59) b又は(60)に掲げる事項）を記載すること。

d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(62) その他

当該内国組合契約出資持分の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(63) 内国組合契約出資持分事務の概要

当該内国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。

a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b 組合員に対する特典

c 内国組合契約出資持分の譲渡制限の内容

d その他内国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項

改 正 案	現 行
<p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】(2) _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(3) _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(4) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】(5) _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国組合契約出資持分に係る組合等の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)外国組合契約出資持分の金額】(6) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>【外国組合等の名称】 _____</p> <p>【外国組合契約出資持分の形態等】(7) _____</p> <p>【発行(売出)数】(8) _____</p> <p>【発行(売出)価額の総額】(9) _____</p> <p>【発行(売出)価格】(10) _____</p> <p>【申込手数料】(11) _____</p> <p>【申込単位】 _____</p> <p>【申込期間】 _____</p> <p>【申込証拠金】 _____</p> <p>【申込取扱場所】(12) _____</p> <p>【払込期日】 _____</p> <p>【払込取扱場所】(13) _____</p> <p>【手取金の使途】(14) _____</p> <p>【その他】(15) _____</p>	<p>(新設)</p>

第二部【発行者情報】

第1【外国組合等の状況】

1【外国組合等の概況】

【主要な経営指標等の推移】(16)

【外国組合等の目的及び基本的性格】(17)

【外国組合等の沿革】(18)

【外国組合等の仕組み】(19)

【外国組合等の機構】(20)

【外国組合等の出資総額】(21)

【外国組合等に係る法制度の概要】(22)

【監督官庁の概要】(23)

【その他】(24)

2【投資方針】

【投資方針】(25)

【投資対象】(26)

【運用体制】(27)

【配分方針】(28)

【投資制限】(29)

3【投資リスク】(30)

4【手数料等及び税金】(31)

【申込手数料】(32)

【買戻し手数料】(33)

【管理報酬等】(34)

【その他の手数料等】(35)

【課税上の取扱い】(36)

5【運用状況】

【投資状況】(37)

【運用実績】(38)

【純資産等の推移】(39)

【配分の推移】(40)

【自己資本利益率（収益率）の推移】(41)

【販売及び買戻しの実績】(42)

6【管理及び運営】

【資産管理等の概要】

【資産の評価】(43)

【申込（販売）手続等】(44)

【買戻し手続等】(45)

【存続期間】(46)

【事業年度】(47)

【その他】(48)

【利害関係人との取引制限】(49)

【組合員の権利等】

【組合員の権利】(50)

【為替管理上の取扱い】(51)

【本邦における代理人】(52)

【裁判管轄等】(53)

第2【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(54)

【運用体制】(55)

【大株主の状況】(56)

【役員の状況】(57)

【事業の内容及び営業の概況】(58)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(59)

【関係業務の概要】(60)

【資本関係】(61)

第3【外国組合等の経理状況】(62)

1【財務諸表】

【貸借対照表】(63)

【損益計算書】(64)

【投資有価証券明細表等】(65)

【投資株式明細表】(66)

【株式以外の投資有価証券明細表】(67)

【投資不動産明細表】(68)

【その他投資資産明細表】(69)

【借入金明細表】(70)

2【外国組合等の現況】(71)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額(-)

発行済数量

1単位当たり純資産額(/)

第4【その他】(72)

第三部【外国組合契約出資持分事務の概要】(73)

第四部【特別情報】

第1【外国組合等の概要】(74)

第2【外国組合契約出資持分の様式】(75)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 外国組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

j この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合であって、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）に類する組合をいう。

- (2) 発行者名
複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。
b 外国組合等の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (5) 事務連絡者氏名
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (6) 届出の対象とした募集（売出）外国組合契約出資持分の形態及び金額
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで^o有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 外国組合契約出資持分の形態等
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
b 当該届出に係る外国組合契約出資持分について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (8) 発行（売出）数
当該届出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (9) 発行（売出）価額の総額
a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで^o有価証券届出書を提出する場合には、有

価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(10) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(12) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(13) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(14) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(15) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国組合契約出資持分の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(16) 主要な経営指標等の推移

外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の二様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。

(17) 外国組合等の目的及び基本的性格

a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。

b 外国組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(18) 外国組合等の沿革

設立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(19) 外国組合等の仕組み

a 外国組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。

b 外国組合等及び外国組合等の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外

国組合等管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

- (20) 外国組合等の機構
外国組合等の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (21) 外国組合等の出資総額
有価証券届出書提出日の直近日現在の外国組合等の出資総額、外国組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (22) 外国組合等に係る法制度の概要
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (23) 監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (24) その他
a 契約又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
b 訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) 投資方針
外国組合等の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (26) 投資対象
a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
- (27) 運用体制
組合等の運用体制(組織、当該運用体制に関する内部規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (28) 分配方針
契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
- (29) 投資制限
a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
- (30) 投資リスク
a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(31) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(32) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(33) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(34) 管理報酬等

外国組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(35) その他の手数料等

組合契約出資持分に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合は、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(36) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(37) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(38) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

- (39) 純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (40) 分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国組合契約出資持分1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (41) 自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の基準価額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。
- (42) 販売及び買戻しの実績
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (43) 資産の評価
外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (44) 申込（販売）手続等
a 外国組合契約出資持分の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
c 外国組合契約出資持分1単位当たりの販売価格が外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (45) 買戻し手続等
a 外国組合契約出資持分の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
b 外国組合契約出資持分1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (46) 存続期間
外国組合等の存続期間について記載すること。
- (47) 事業年度
外国組合等の事業年度について記載すること。
- (48) その他
a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方

- 法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (49) 利害関係人との取引制限
外国組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (50) 組合員の権利
組合員総会又は外国組合等債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国組合契約出資持分の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (51) 為替管理上の取扱い
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (52) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国組合契約出資持分の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (53) 裁判管轄等
当該外国組合契約出資持分に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (54) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (55) 運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (56) 大株主の状況
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
- (57) 役員の状況
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
- (58) 事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国組合契約出資持分1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。
- (59) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (60) 関係業務の概要
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること

- °
- (61) 資本関係
届出外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (62) 外国組合等の経理状況
- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情があり、これらに準ずる方法により記載する場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (63) 貸借対照表
最近2事業年度について記載すること。
- (64) 損益計算書
- a 最近2事業年度について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。
- (65) 投資有価証券明細表等
最近事業年度の附属明細表を示すこと。
- (66) 投資株式明細表
- a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
- b 非上場証券については、その旨を記載すること。
- c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (67) 株式以外の投資有価証券明細表
- a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。
- b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。
- c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
- (68) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(69) その他投資資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(65)、(66)又は(67)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(70) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2事業年度の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(71) 外国組合等の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(72) その他

当該外国組合契約出資持分の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(73) 外国組合契約出資持分事務の概要

当該外国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 組合員名簿の閉鎖の時期
- c 組合員に対する特典
- d 外国組合契約出資持分の譲渡制限の内容
- e その他外国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(74) 外国組合等の概要

届出外国組合等の属する国、州等における組合制度全般にわたり、組合の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。

(75) 外国組合契約出資持分の様式

当該外国組合契約出資持分の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること

。—

八 特定価値証券の取扱等の関与に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（1） （略）</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 （略） （削る） __【ファンドの仕組み】（2） 2～4 （略） 5【運用状況】 （略） __【投資資産】 __【投資有価証券の主要銘柄】 __【投資不動産物件】 __【その他投資資産の主要なもの】 __【運用実績】 ～ （略） （削る）</p> <p>第二部【ファンドの詳細情報】 第1【ファンドの沿革】 第2【手続等】 1【申込（販売）手続等】 2【換金（解約）手続等】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】 __【資産の評価】 __【保管】 __【信託期間】 __【計算期間】 __【その他】 2【受益者の権利等】 第4【ファンドの経理状況】</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（1） （略）</p> <p>（新設） 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 （略） __【ファンドの沿革】 __【ファンドの仕組み】（2） 2～4 （略） 5【運用状況】 （略） （新設）</p> <p>__【運用実績】 ～ （略） __【設定及び解約の実績】（7）</p> <p>6【管理及び運営】 __【資産管理等の概要】 __【資産の評価】 __【申込（販売）手続等】 __【換金（解約）手続等】 __【保管】 __【信託期間】 __【計算期間】 __【その他】 __【受益者の権利等】</p> <p>第2【ファンドの経理状況】</p>

- 1 (略)
- 2 【ファンドの現況】(7)
【投資有価証券の主要銘柄】

~ (略)

- (削る)
- (削る)
- (削る)

第5【設定及び解約の実績】(8)

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1~5 (略)

第2【その他の関係法人の概況】

- 1~3 (略)

第3【参考情報】(11)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a・b (略)

c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第二部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

d・e (略)

f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g (略)

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(13)cに準じて記載すること。

(3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。

(5) 分配の推移

- 1 (略)
- 2 【ファンドの現況】(8)
【投資有価証券の主要銘柄】

~ (略)

【投資有価証券の主要銘柄】

【投資不動産物件】

【その他投資資産の主要なもの】

(新設)

(新設)

第3【委託会社等の概況】

- 1~5 (略)

第4【その他の関係法人の概況】

- 1~3 (略)

第5【参考情報】(11)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a・b (略)

c 「第1 ファンドの状況」及び「第2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

d・e (略)

f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式「第4 その他の関係法人の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g (略)

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(14)cに準じて記載すること。

(3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。

(5) 分配の推移

- 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。
- (6) 収益率の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。
- (7) ファンドの現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。
- (8) 設定及び解約の実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。
- (9) (略)
- (10) その他
a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
- (11) (略)

- 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。
- (6) 収益率の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。
- (7) 設定及び解約の実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。
- (8) ファンドの現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(45)に準じて記載すること。
- (9) (略)
- (10) その他
a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(58)に準じて記載すること。
- (11) (略)

改 正 案	現 行
<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 (略) (削る) __【ファンドの仕組み】(2) (削る) (削る) 2～4 (略) 5【運用状況】 (略) __【投資資産】 __【投資有価証券の主要銘柄】 __【投資不動産物件】 __【その他投資資産の主要なもの】 __【運用実績】 ～ (略) (削る) 第2【外国投資信託受益証券事務の概要】 第二部【ファンドの詳細情報】 第1【ファンドの追加情報】 1【ファンドの沿革】 2【ファンドに係る法制度の概要】 3【監督官庁の概要】 第2【手続等】 1【申込(販売)手続等】 2【買戻し手続等】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】 __【資産の評価】</p>	<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(新設) 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】 (略) __【ファンドの沿革】 __【ファンドの仕組み】(2) __【ファンドに係る法制度の概要】 __【監督官庁の概要】 2～4 (略) 5【運用状況】 (略) (新設) __【運用実績】 ～ (略) __【販売及び買戻しの実績】(7) (新設) (新設) (新設) 6【管理及び運営】 __【資産管理等の概要】 __【資産の評価】</p>

【保管】

【信託期間】

【計算期間】

【その他】

2 【開示制度の概要】

3 【受益者の権利等】

【受益者の権利等】

【為替管理上の取扱い】

【本邦における代理人】

【裁判管轄等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 (略)

2 【ファンドの現況】(7) (略)

第5 【販売及び買戻しの実績】(8)

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1～5 (略)

第2 【その他の関係法人の概況】

1～3 (略)

(削る)

第3 【投資信託制度の概要】

第4 【参考情報】(11)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第二部 ファンドの詳細情報」の「第2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

h～j (略)

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(15) c に

【申込(販売)手続等】

【買戻し手続等】

【保管】

【信託期間】

【計算期間】

【その他】

【開示制度の概要】

【受益者の権利等】

【受益者の権利等】

【為替管理上の取扱い】

【本邦における代理人】

【裁判管轄等】

第2 【ファンドの経理状況】

1 (略)

2 【ファンドの現況】(8) (略)

(新設)

(新設)

第3 【管理会社の概況】

1～5 (略)

第4 【その他の関係法人の概況】

1～3 (略)

第5 【外国投資信託受益証券事務の概要】

第6 【投資信託制度の概要】

第7 【参考情報】(11)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f 「第1 ファンドの状況」及び「第2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式「第4 その他の関係法人の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

h～j (略)

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」(17) c に

準じて記載すること。

- (3) 投資状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の様式「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。
- (4) 純資産の推移
有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。
- (5) 分配の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。
- (6) 収益率の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。
- (7) ファンドの現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(63)に準じて記載すること。
- (9) (略)
- (10) その他
 - a (略)
 - b a以外については、第四号の様式の「記載上の注意」(68)に準じて記載すること。
- (11) (略)

準じて記載すること。

- (3) 投資状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の様式「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。
- (4) 純資産の推移
有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。
- (5) 分配の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。
- (6) 収益率の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。
- (7) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (8) ファンドの現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (9) (略)
- (10) その他
 - a (略)
 - b a以外については、第四号の様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。
- (11) (略)

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 ・ (略) (削る) __【投資法人の仕組み】 __【投資法人の機構】 __【投資法人の出資総額】(2) __【主要な投資主の状況】(3) (削る) (削る) 2～4 (略) 5【運用状況】 __【投資状況】(4) __【投資資産】 __【投資有価証券の主要銘柄】 __【投資不動産物件】 __【その他投資資産の主要なもの】 __【運用実績】 __【純資産等の推移】(5) __【分配の推移】(6) __【自己資本利益率(収益率)の推移】(7) (削る) 第二部【投資法人の詳細情報】 第1【投資法人の追加情報】 1【投資法人の沿革】 2【役員の状況】(8) 3【その他】(9) 第2【手続等】 1【申込(販売)手続等】</p>	<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(新設) 第1【投資法人の状況】 1【投資法人の概況】 ・ (略) __【投資法人の沿革】 __【投資法人の仕組み】 __【投資法人の機構】 __【投資法人の出資総額】(2) __【主要な投資主の状況】(3) __【役員の状況】(4) __【その他】(5) 2～4 (略) 5【運用状況】 __【投資状況】(6) (新設) __【運用実績】 __【純資産等の推移】(7) __【分配の推移】(8) __【自己資本利益率(収益率)の推移】(9) __【販売及び買戻しの実績】(10) (新設) (新設) (新設)</p>

2【買戻し手続等】

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

【資産の評価】

(削る)

(削る)

【保管】

【存続期間】

【計算期間】

【その他】

2【利害関係人との取引制限】

3【投資主・投資法人債権者の権利】

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(10)

(略)

【大株主の状況】(11)

【役員の状況】(12)

(略)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(13)

・ (略)

第5【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

・ (略)

【金銭の分配に係る計算書】

【キャッシュ・フロー計算書】

【附属明細表】

2【投資法人の現況】(14)

(略)

(削る)

(削る)

(削る)

第6【販売及び買戻しの実績】(15)

第7【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ d (略)

e 提出会社の発行している特定有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断さ

6【管理及び運営】

【資産管理等の概要】

【資産の評価】

【申込(販売)手続等】

【買戻し手続等】

【保管】

【存続期間】

【計算期間】

【その他】

【利害関係人との取引制限】

【投資主・投資法人債権者の権利】

第2【関係法人の概況】

1【資産運用会社の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(11)

(略)

【大株主の状況】(12)

【役員の状況】(13)

(略)

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(14)

・ (略)

第3【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

・ (略)

(新設)

(新設)

【附属明細表】

2【投資法人の現況】(15)

(略)

【投資有価証券の主要銘柄】

【投資不動産物件】

【その他投資資産の主要なもの】

(新設)

第4【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ d (略)

e 提出会社の発行している特定有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断さ

れる会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f（略）

(2)・(3)（略）
(削る)

(削る)

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(削る)

(8) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(46)に準じて記載すること。

(9) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。

(10)（略）

(11) 大株主の状況

れる会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 投資法人の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f（略）

(2)・(3)（略）

(4) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。

(6) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。

(7) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(8) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(9) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(10) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(新設)

(新設)

(11)（略）

(12) 大株主の状況

- 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(59)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。
- (13) (略)
- (14) 投資法人の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(71)に準じて記載すること。
- (15) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(72)に準じて記載すること。
- (16) (略)

- 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(51)に準じて記載すること。
- (13) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。
- (14) (略)
- (15) 投資法人の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
(新設)
- (16) (略)

改 正 案	現 行
<p>第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【外国投資法人の概況】 ・ (略) (削る) __【外国投資法人の仕組み】 __【外国投資法人の機構】 __【外国投資法人の出資総額】(2) __【主要な投資主の状況】(3) (削る) (削る) (削る) (削る) 2～4 (略) 5【運用状況】 __【投資状況】(4) __【投資資産】 __【投資有価証券の主要銘柄】 __【投資不動産物件】 __【その他投資資産の主要なもの】 __【運用実績】 __【純資産等の推移】(5) __【分配の推移】(6) __【自己資本利益率(収益率)の推移】(7) (削る) 第2【外国投資証券事務の概要】 第二部【外国投資法人の詳細情報】 第1【外国投資法人の追加情報】 1【外国投資法人の沿革】 2【役員の状況】(8) 3【外国投資法人に係る法制度の概要】</p>	<p>第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(新設) 第1【外国投資法人の状況】 1【外国投資法人の概況】 ・ (略) __【外国投資法人の沿革】 __【外国投資法人の仕組み】 __【外国投資法人の機構】 __【外国投資法人の出資総額】(2) __【主要な投資主の状況】(3) __【役員の状況】(4) __【外国投資法人に係る法制度の概要】 __【監督官庁の概要】 __【その他】(5) 2～4 (略) 5【運用状況】 __【投資状況】(6) (新設) __【運用実績】 __【純資産等の推移】(7) __【分配の推移】(8) __【自己資本利益率(収益率)の推移】(9) __【販売及び買戻しの実績】(10) (新設) (新設) (新設)</p>

- 4 【監督官庁の概要】
- 5 【その他】(9)
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込（販売）手続等】
 - 2 【買戻し手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】
 - 【保管】
 - 【存続期間】
 - 【計算期間】
 - 【その他】
 - 2 【利害関係人との取引制限】
 - 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
 - 【投資主・外国投資法人債権者の権利】
 - 【為替管理上の取扱い】
 - 【本邦における代理人】
 - 【裁判管轄等】
- 第4 【関係法人の状況】
 - 1 【資産運用会社の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(10)
(略)
 - 【大株主の状況】(11)
 - 【役員の状況】(12)
(略)
 - 2 【その他の関係法人の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(13)
・ (略)
- 第5 【外国投資法人の経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - ・ (略)
 - 【金銭の分配に係る計算書】
 - 【キャッシュ・フロー計算書】
 - 【投資有価証券明細表等】
～ (略)
 - 2 【外国投資法人の現況】(14)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
～ (略)

(新設)

- 6 【管理及び運営】
 - 【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】
 - 【申込（販売）手続等】
 - 【買戻し手続等】
 - 【保管】
 - 【存続期間】
 - 【計算期間】
 - 【その他】
 - 【利害関係人との取引制限】
 - 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
 - 【投資主・外国投資法人債権者の権利】
 - 【為替管理上の取扱い】
 - 【本邦における代理人】
 - 【裁判管轄等】
- 第2 【関係法人の状況】
 - 1 【資産運用会社の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(11)
(略)
 - 【大株主の状況】(12)
 - 【役員の状況】(13)
(略)
 - 2 【その他の関係法人の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(14)
・ (略)
- 第3 【外国投資法人の経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - ・ (略)
 - (新設)
 - (新設)
 - 【投資有価証券明細表等】
～ (略)
 - 2 【外国投資法人の現況】(15)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
～ (略)

(削る)

第6【販売及び買戻しの実績】(15)

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

第2【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ e (略)

f 提出会社の発行している特定有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g ~ i (略)

(2) 外国投資法人の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。

(3) 主要な投資主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。

(削る)

(削る)

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号四様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率(収益率)の推移

第4【外国投資証券事務の概要】

(新設)

(新設)

第5【投資信託制度の概要】

第6【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ e (略)

f 提出会社の発行している特定有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式「第3 外国投資法人の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g ~ i (略)

(2) 外国投資法人の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。

(3) 主要な投資主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。

(4) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b a以外については、第四号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(6) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。

(7) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。

(8) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。

(9) 自己資本利益率(収益率)の推移

- 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (8) 役員の状況
有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(65)に準じて記載すること。
- (9) その他
a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
b a以外については、第四号の四様式の「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。
- (10) （略）
- (11) 大株主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(64)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(65)に準じて記載すること。
- (13) （略）
- (14) 外国投資法人の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。
- (15) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」(82)に準じて記載すること。
- (16) （略）

- 有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。
- (10) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」(45)に準じて記載すること。
(新設)
- (11) （略）
- (12) 大株主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。
- (13) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
- (14) （略）
- (15) 外国投資法人の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(75)に準じて記載すること。
(新設)
- (16) （略）

改 正 案	現 行
<p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【事業年度】 第 期（自平成 年 月 日至平成 年 月 日） 【発行者名】 _____ 【代表者の役職氏名】 _____ 【主たる事務所の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ 【縦覧に供する場所】 <u>名称</u> <u>(所在地)</u></p> <p>第1【組合等の状況】 1【組合等の概況】 <u>【主要な経営指標等の推移】</u> <u>【組合等の目的及び基本的性格】</u> <u>【組合等の沿革】</u> <u>【組合等の仕組み】</u> <u>【組合等の機構】</u> <u>【組合等の出資総額】(2)</u> <u>【その他】(3)</u> 2【投資方針】 <u>【投資方針】</u> <u>【投資対象】</u> <u>【運用体制】</u> <u>【分配方針】</u> <u>【投資制限】</u> 3【投資リスク】 4【手数料等及び税金】 <u>【申込手数料】</u> <u>【買戻し手数料】</u> <u>【管理報酬等】</u> <u>【その他の手数料等】</u></p>	<p>(新設)</p>

- 【課税上の取扱い】
- 5 【運用状況】
 - 【投資状況】(4)
 - 【運用実績】
 - 【純資産等の推移】(5)
 - 【分配の推移】(6)
 - 【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)
 - 【販売及び買戻しの実績】(8)
- 6 【管理及び運営】
 - 【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】
 - 【申込(販売)手続等】
 - 【買戻し手続等】
 - 【存続期間】
 - 【事業年度】
 - 【その他】
 - 【利害関係人との取引制限】
 - 【組合員の権利】
- 第2 【関係法人の状況】
 - 1 【資産運用会社の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(9)
 - 【運用体制】
 - 【大株主の状況】(10)
 - 【役員の状況】(11)
 - 【事業の内容及び営業の概況】
 - 2 【その他の関係法人の概況】
 - 【名称、資本の額及び事業の内容】(12)
 - 【関係業務の概要】
 - 【資本関係】
- 第3 【組合等の経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - 【貸借対照表】
 - 【損益計算書】
 - 2 【組合等の現況】(13)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額(-)
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額(/)

【投資有価証券の主要銘柄】

【投資不動産物件】

【その他投資資産の主要なもの】

第4【参考情報】(14)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 組合等の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b a以外については、第六号の二様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、第六号の二様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

- (6) 分配の推移
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の二様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率(収益率)の推移
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の二様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の二様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (9) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (10) 大株主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。
- (11) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。
- (12) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (13) 組合等の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- (14) 参考情報
当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 （所在地）</p> <p>第1【外国組合等の状況】</p> <p>1【外国組合等の概況】</p> <p> 【主要な経営指標等の推移】</p> <p> 【外国組合等の目的及び基本的性格】</p> <p> 【外国組合等の沿革】</p> <p> 【外国組合等の仕組み】</p> <p> 【外国組合等の機構】</p> <p> 【外国組合等の出資総額】（2）</p> <p> 【外国組合等に係る法制度の概要】</p> <p> 【監督官庁の概要】</p> <p> 【その他】（3）</p> <p>2【投資方針】</p> <p> 【投資方針】</p> <p> 【投資対象】</p> <p> 【運用体制】</p> <p> 【分配方針】</p> <p> 【投資制限】</p> <p>3【投資リスク】</p>	<p>（新設）</p>

4【手数料等及び税金】

【申込手数料】

【買戻し手数料】

【管理報酬等】

【その他の手数料等】

【課税上の取扱い】

5【運用状況】

【投資状況】(4)

【運用実績】

【純資産等の推移】(5)

【分配の推移】(6)

【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)

【販売及び買戻しの実績】(8)

6【管理及び運営】

【資産管理等の概要】

【資産の評価】

【申込(販売)手続等】

【買戻し手続等】

【存続期間】

【事業年度】

【その他】

【利害関係人との取引制限】

【組合員の権利等】

【組合員の権利】

【為替管理上の取扱い】

【本邦における代理人】

【裁判管轄等】

第2【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(9)

【運用体制】

【大株主の状況】(10)

【役員の状況】(11)

【事業の内容及び営業の概況】

2【その他の関係法人の概況】

【名称、資本の額及び事業の内容】(12)

【関係業務の概要】

【資本関係】

第3【外国組合等の経理状況】

1【財務諸表】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

【株式以外の投資有価証券明細表】

【投資不動産明細表】

【その他投資資産明細表】

【借入金明細表】

2【外国組合等の現況】(13)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額 (-)

発行済数量

1単位当たり純資産額 (/)

第4【外国組合契約出資持分事務の概要】

第5【外国組合等の概要】

第6【参考情報】(14)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

h 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式「第3 外国組合

等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

- (2) 外国組合等の出資総額
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
- (3) その他
 - a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b a以外については、第六号の三様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
- (4) 投資状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (5) 純資産等の推移
有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、第六号の三様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (6) 分配の推移
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の三様式「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率(収益率)の推移
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の三様式「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の三様式「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。
- (9) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (10) 大株主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。
- (11) 役員の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。
- (12) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (13) 外国組合等の現況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

(14) 参考情報

当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 ・ (略) (削る)</p> <p>2【ファンドの経理状況】(5) 【中間貸借対照表】(6) 【中間損益及び剰余金計算書】(7)</p> <p>3【設定及び解約の実績】(8)</p> <p>4【委託会社等の概況】 ~ (略)</p> <p>5【委託会社等の経理状況】(12) ~ (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純資産の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。 (削る)</p> <p>(5) <u>ファンドの経理状況</u> 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 ・ (略) <u>【設定及び解約の実績】(5)</u></p> <p>2【ファンドの経理状況】(6) 【中間貸借対照表】(7) 【中間損益及び剰余金計算書】(8) (新設)</p> <p>3【委託会社等の概況】 ~ (略)</p> <p>4【委託会社等の経理状況】(12) ~ (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純資産の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 収益率の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。</p> <p>(5) <u>設定及び解約の実績</u> 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。</p> <p>(6) <u>ファンドの経理状況</u> 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p>

(6)・(7) (略)

(8) 設定及び解約の実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。

(9) (略)

(10) 事業の内容及び営業の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。

(11)～(15) (略)

(7)・(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(10) 事業の内容及び営業の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。

(11)～(15) (略)

改 正 案	現 行
<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 ・ (略) (削除)</p> <p>2【ファンドの経理状況】(5) ・ (略)</p> <p>3【販売及び買戻しの実績】(6)</p> <p>4【管理会社の概況】 ～ (略)</p> <p>5【管理会社の経理の概況】(9) ・ (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 純資産の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。 (3) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。 (4) 収益率の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。 (削る)</p> <p>(5) <u>ファンドの経理状況</u> 半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理状況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。</p> <p>(6) <u>販売及び買戻しの実績</u> 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(63)に</p>	<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 ・ (略) <u>【販売及び買戻しの実績】(5)</u></p> <p>2【ファンドの経理状況】(6) ・ (略) (新設)</p> <p>3【管理会社の概況】 ～ (略)</p> <p>4【管理会社の経理の概況】(9) ・ (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 純資産の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。 (3) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (4) 収益率の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (5) <u>販売及び買戻しの実績</u> 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (6) <u>ファンドの経理状況</u> 半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理状況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。 (新設)</p>

準じて記載すること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理会社の経理の概況

管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(6
6)に準じて記載すること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理会社の経理の概況

管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(6
4)に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【投資法人の運用状況】 ・ (略) (削る)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 【資本の額】(10) 【大株主の状況】(11) 【役員の状況】(12) (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】(13) 【中間貸借対照表】(14) 【中間損益計算書】(15) 【中間キャッシュ・フロー計算書】(16)</p> <p>5 【販売及び買戻しの実績】(17)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 役員の状況 半期報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式の「記載上の注意」(46)に準じて記載すること。 (6) その他 a (略) b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。 (7) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。 (9) 自己資本利益率(収益率)の推移</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【投資法人の運用状況】 ・ (略) 【販売及び買戻しの実績】(10)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 【資本の額】(11) 【大株主の状況】(12) 【役員の状況】(13) (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】(14) 【中間貸借対照表】(15) 【中間損益計算書】(16) (新設) (新設)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(4) (略) (5) 役員の状況 半期報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。 (6) その他 a (略) b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。 (7) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (8) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号三様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (9) 自己資本利益率(収益率)の推移</p>

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
(削る)

(10) (略)

(11) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(59)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

(13) 投資法人の経理状況
中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(65)に準じて記載すること。

(14) (略)

(15) (略)

(16) 中間キャッシュ・フロー計算書
当該計算期間及び前計算期間について記載すること。

(17) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(72)に準じて記載すること。

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(10) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(11) (略)

(12) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(51)に準じて記載すること。

(13) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。

(14) 投資法人の経理状況
中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。

(15) (略)

(16) (略)

(新設)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第十号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【外国投資法人の運用状況】 ・ (略) (削る)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 【名称及び資本の額】(10) 【大株主の状況】(11) 【役員の状況】(12) (略)</p> <p>4 【外国投資法人の経理状況】(13) ・ (略)</p> <p>5 【販売及び買戻しの実績】(14)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外国投資法人の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 主要な投資主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。</p> <p>(6) その他 a (略) b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 分配の推移</p>	<p>第十号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【外国投資法人の運用状況】 ・ (略) 【販売及び買戻しの実績】(10)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 【名称及び資本の額】(11) 【大株主の状況】(12) 【役員の状況】(13) (略)</p> <p>4 【外国投資法人の経理状況】(14) ・ (略) (新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外国投資法人の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 主要な投資主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。</p> <p>(6) その他 a (略) b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 分配の推移</p>

- 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
- (9) 自己資本利益率(収益率)の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。
(削る)
- (10) (略)
- (11) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(67)に準じて記載すること。
- (12) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(68)に準じて記載すること。
- (13) 外国投資法人の経理状況
半期報告書提出日の直近日現在における当該外国投資法人の経理の概況について、第四号の四様式の「記載上の注意」(70)に準じて記載すること。
- (14) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(80)に準じて記載すること。

- 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。
- (9) 自己資本利益率(収益率)の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。
- (10) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(45)に準じて記載すること。
- (11) (略)
- (12) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。
- (13) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。
- (14) 外国投資法人の経理状況
半期報告書提出日の直近日現在における当該外国投資法人の経理の概況について、第四号の四様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。
(新設)

改 正 案	現 行
<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 (所在地)</p> <p>1【組合等の概況】</p> <p> 【主要な経営指標等の推移】(2)</p> <p> 【組合等の出資総額】(3)</p> <p> 【その他】(4)</p> <p>2【組合等の運用状況】</p> <p> 【投資状況】</p> <p> 【運用実績】</p> <p> 【純資産等の推移】(5)</p> <p> 【分配の推移】(6)</p> <p> 【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)</p> <p> 【販売及び買戻しの実績】(8)</p> <p>3【資産運用会社の概況】</p> <p> 【資本の額】(9)</p> <p> 【運用体制】</p> <p> 【大株主の状況】(10)</p> <p> 【役員の状況】(11)</p> <p> 【事業の内容及び営業の概況】</p> <p>4【組合等の経理状況】(12)</p> <p> 【中間貸借対照表】(13)</p> <p> 【中間損益計算書】(14)</p>	<p>(新設)</p>

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

- 営業収益
- 経常利益金額又は経常損失金額
- 中間純利益金額又は中間純損失金額
- 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 持分出資総額
- 発行済持分出資の総数
- 純資産額
- 総資産額
- 1口当たり純資産額
- 1口当たり中間純利益金額又は中間当期純損失金額
- 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- 自己資本比率（純資産額を総資産額で除した割合をいう。）
- 自己資本利益率

(3) 組合等の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(18)に

準じて記載すること。

- (4) その他
 - a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b a以外については、第六号の様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) 純資産等の推移
半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。
- (6) 分配の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率(収益率)の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
- (9) 資本の額
半期報告書提出日の直近日現在の資本の額を記載すること。
- (10) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の様式「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。
- (11) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の様式「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。
- (12) 組合等の経理状況
中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第六号の様式「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。
- (13) 中間貸借対照表
当該会計期間及び前会計期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (14) 中間損益計算書
当該会計期間及び前会計期間に係る中間損益計算書(中間会計期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十二号の三様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出書類】</u> 半期報告書</p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【事業年度】</u> 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)</p> <p><u>【発行者名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【主たる事務所の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 (所在地)</p> <p>1 <u>【外国組合等の概況】</u></p> <p> <u>【主要な経営指標等の推移】</u>(2)</p> <p> <u>【外国組合等の出資総額】</u>(3)</p> <p> <u>【その他】</u>(4)</p> <p>2 <u>【外国組合等の運用状況】</u></p> <p> <u>【投資状況】</u></p> <p> <u>【運用実績】</u></p> <p> <u>【純資産等の推移】</u>(5)</p> <p> <u>【分配の推移】</u>(6)</p> <p> <u>【自己資本利益率(収益率)の推移】</u>(7)</p> <p> <u>【販売及び買戻しの実績】</u>(8)</p> <p>3 <u>【資産運用会社の概況】</u></p> <p> <u>【名称及び資本の額】</u>(9)</p> <p> <u>【大株主の状況】</u>(10)</p> <p> <u>【役員の状況】</u>(11)</p> <p> <u>【事業の内容及び営業の概況】</u></p> <p>4 <u>【外国組合等の経理状況】</u>(12)</p> <p> <u>【資産及び負債の状況】</u></p>	<p>(新設)</p>

【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

【株式以外の投資有価証券明細表】

【投資不動産明細表】

【その他投資資産明細表】

【借入金明細表】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

h 提出者の発行している特定預託証券に関し、第十二号の二様式「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。

i 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第十二号の二様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

(3) 外国組合等の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。

(4) その他

a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b a以外については、第六号の三様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。

- (5) 純資産等の推移
半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の三様式「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
- (6) 分配の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
- (7) 自己資本利益率(収益率)の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
- (8) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。
- (9) 名称及び資本の額
資本の額については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。
- (10) 大株主の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。
- (11) 役員の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。
- (12) 組合等の経理状況
半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、第六号の三様式「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(1)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内 国投資証券に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内 国投資証券の形態】(2)</p> <p>【発行予定期間】(3)</p> <p>【発行予定額】(4)</p> <p>【安定操作に関する事項】(5)</p> <p>【縦覧に供する場所】(6)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)】</p> <p> 【投資法人の名称】</p> <p> 【内国投資証券の形態等】</p> <p> 【手取金の使途】</p> <p> 【その他】</p> <p>第2【投資法人債券】</p> <p> 【銘柄】</p> <p> 【投資法人債券の形態等】</p> <p> 【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】</p> <p> 【振替機関又は登録機関に関する事項】</p>	<p>(新設)</p>

【投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券の別等)を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(7) 証券情報

第二十一号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態】(3) _____</p> <p>【発行予定期間】(4) _____</p> <p>この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)</p> <p>【発行予定額】(5) _____</p> <p>【安定操作に関する事項】(6) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】(7) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【証券情報】(8)</p> <p>第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)]</p> <p> 【外国投資法人の名称】 _____</p> <p> 【外国投資証券の形態等】 _____</p> <p> 【手取金の使途】 _____</p> <p> 【その他】 _____</p> <p>第2【外国投資法人債券】</p> <p> 【銘柄】 _____</p>	<p>(新設)</p>

【外国投資法人債券の形態等】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】(9)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券の別等)を記載すること。

- (4) 発行予定期間
a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。
b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。
- (5) 発行予定額
発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。
- (6) 安定操作に関する事項
令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。
- (7) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。
- (8) 証券情報
第二十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。
- (9) 参照情報
a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改 正 案	現 行
第十七号様式	(新設)
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】(1) _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態】(2) _____</p> <p>【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【発行予定額】 _____ 円</p> <p>【発行残額】 _____ 円</p> <p>【効力停止期間】(3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平成 年 月 日までである。</p> <p>【提出理由】(4) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】(5) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 代表者の役職氏名 法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券の別等)を記載すること。</p> <p>(3) 効力停止期間</p>	

- 法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。
- (4) 提出理由
次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。
— 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。
— 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。
— 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。
— その他記載事項の変更があったこと。
- (5) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。
- (6) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(1) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態】(2) _____</p> <p>【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【発行予定額】 _____ 円</p> <p>【発行残額】 _____ 円</p> <p>【効力停止期間】(3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力 停止期間は、平成 年 月 日(提出日)から平 成 年 月 日までである。</p> <p>【提出理由】(4) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】(5) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、訂正発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該 発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の</p>	<p>(新設)</p>

30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。

(3) 効力停止期間

法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。

(4) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。

記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

その他記載事項の変更があったこと。

(5) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(6) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>1 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>2 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】 _____</p> <p>3 【取下げに係る発行登録書の提出日】 _____</p> <p>4 【取下理由】 _____</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>代表者の役職氏名</p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>	<p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>1 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る投資法人の名称】 _____</p> <p>2 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】 _____</p> <p>3 【取下げに係る発行登録書の提出日】 _____</p> <p>4 【取下理由】 _____</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>	<p>（新設）</p>

改 正 案

現 行

第二十一号様式

(新設)

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)

内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集(売出)

内国投資証券の形態】(2)

【今回の募集(売出)金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

【提出日】

【効力発生日】

【有効期限】

【発行登録番号】

【発行予定額】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正 年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(6)(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(7) 名称 _____
(所在地) _____

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

【投資法人の名称】

【内国投資証券の形態等】

【発行（売出）数】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【申込手数料】

【申込単位】

【申込期間】

【申込証拠金】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【手取金の使途】

【その他】

第2【投資法人債券】

【銘柄】

【投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券の別等)を記載すること。

(3) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

- c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (5) これまでの募集(売出)実績
- a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
- (6) 残額
- 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。
- (7) 縦覧に供する場所
- 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。
- (8) 参照情報
- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
 - b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改 正 案

現 行

第二十二号様式

(新設)

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)

外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集(売出)

外国投資証券の形態】(2)

【今回の募集(売出)金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

【提出日】

【効力発生日】

【有効期限】

【発行登録番号】

【発行予定額】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額（円）	減額総額（円）
----------	---------

【残額】（6）（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】（7） _____ 名称
 _____（所在地）

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

 【外国投資法人の名称】

 【外国投資証券の形態等】

 【発行（売出）数】

 【発行（売出）価額の総額】

 【発行（売出）価格】

 【申込手数料】

 【申込単位】

 【申込期間】

 【申込証拠金】

 【申込取扱場所】

 【払込期日】

 【払込取扱場所】

 【手取金の使途】

 【その他】

第2【外国投資法人債券】

 【銘柄】

 【外国投資法人債券の形態等】

 【券面総額】

 【各外国投資法人債の金額】

 【発行（売出）価額の総額】

 【発行（売出）価格】

 【利率】

 【利払日及び利息支払の方法】

 【償還期限及び償還の方法】

 【募集の方法】

 【申込証拠金】

 【申込期間】

 【申込取扱場所】

 【払込期日】

 【払込取扱場所】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

【手取金の使途】

【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【特別情報】

第1【その他】

第2【外国投資証券事務の概要】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(6) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改 正 案

現 行

第二十三号様式

(新設)

【表紙】

【発行登録通知書番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)

内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集(売出)

内国投資証券の形態】(2)

【今回の募集(売出)金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

【提出日】

【効力発生日】

【有効期限】

【発行登録番号】

【発行予定額】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正 年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(6)(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 _____ 名称
_____ (所在地)

第1【募集(売出)要項】

1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)】

- _____【投資法人の名称】
- _____【内国投資証券の形態等】
- _____【発行(売出)数】
- _____【発行(売出)価額の総額】
- _____【発行(売出)価格】
- _____【申込手数料】
- _____【申込単位】
- _____【申込期間】
- _____【申込証拠金】
- _____【申込取扱場所】
- _____【払込期日】
- _____【払込取扱場所】
- _____【その他】

2【投資法人債券】

- _____【銘柄】
- _____【投資法人債券の形態等】
- _____【券面総額】
- _____【各投資法人債の金額】
- _____【発行(売出)価額の総額】
- _____【発行(売出)価格】
- _____【利率】
- _____【利払日及び利息支払の方法】
- _____【償還期限及び償還の方法】
- _____【募集の方法】
- _____【申込証拠金】
- _____【申込期間】
- _____【申込取扱場所】
- _____【払込期日】
- _____【払込取扱場所】
- _____【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】
- _____【振替機関又は登録機関に関する事項】
- _____【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- _____【その他】

第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

- 【投資法人の名称】
- 【内国投資証券の形態等】
- 【発行（売出）数】
- 【発行（売出）価額の総額】
- 【発行（売出）価格】
- 【申込期間】
- 【申込単位】
- 【申込証拠金】
- 【払込期日】

2【投資法人債券】

- 【銘柄】
- 【投資法人債券の形態等】
- 【券面総額】
- 【各投資法人債の金額】
- 【発行（売出）価額の総額】
- 【発行（売出）価格】
- 【利率】
- 【利払日及び利息支払の方法】
- 【償還期限及び償還の方法】
- 【申込証拠金】
- 【申込期間】
- 【払込期日】
- 【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第一号の様式に準じて記載すること。

- (1) 代表者の役職氏名
発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
- (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。
- (3) 今回の募集（売出）金額
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
 - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
 - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経

過する日を記載すること。

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(6) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

改 正 案

現 行

第二十四号様式

(新設)

【表紙】

【発行登録通知書番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)

外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集(売出)

外国投資証券の形態】(2)

【今回の募集(売出)金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

【提出日】

【効力発生日】

【有効期限】

【発行登録番号】

【発行予定額】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)

実績合計額（円）	減額総額（円）
----------	---------

【残額】（6）（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第1【募集（売出）要項】

1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

【外国投資法人の名称】

【外国投資証券の形態等】

【発行（売出）数】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【申込手数料】

【申込単位】

【申込期間】

【申込証拠金】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【その他】

2【外国投資法人債券】

【銘柄】

【外国投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各外国投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【募集の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【申込取扱場所】

【払込期日】

【払込取扱場所】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

【振替機関又は登録機関に関する事項】

【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】

【その他】

第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

【外国投資法人の名称】

【外国投資証券の形態等】

【発行（売出）数】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【申込期間】

【申込単位】

【申込証拠金】

【払込期日】

2【外国投資法人債券】

【銘柄】

【外国投資法人債券の形態等】

【券面総額】

【各外国投資法人債の金額】

【発行（売出）価額の総額】

【発行（売出）価格】

【利率】

【利払日及び利息支払の方法】

【償還期限及び償還の方法】

【申込証拠金】

【申込期間】

【払込期日】

【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第一号の四様式に準じて記載すること。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出し）外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。

- (3) 今回の募集（売出）金額
今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
- (4) 発行登録書の内容
- a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
- b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
- c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (5) これまでの募集（売出）実績
- a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
- b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
- (6) 残額
「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。